

第108回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和4年6月10日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (16名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	健康福祉課長	木村昌子
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	井土達也
	建設課長	重崎勇人	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	安東さゆり	三日月支所長	西本和彦
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
<p>〈備考〉</p> <p>午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 情報政策課長 建設課長</p> <p>午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 企画防災課長 税務課長 健康福祉課長 高年介護課長 農林振興課長 建設課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 教育課長 生涯学習課長</p> <p>委員会室待機</p> <p>■午前 企画防災課長 税務課長 住民課長 健康福祉課長 高年介護課長 農林振興課長 商工観光課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 教育課長 生涯学習課長</p> <p>■午後 情報政策課長 住民課長 商工観光課長 上下水道課長 会計課長</p>				
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日 程 第 1 . 一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、傍聴者におかれましては、傍聴中、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

それでは、直ちに、日程に入りますが、議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を、昨日同様に実施していますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず初めに、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番（児玉雅善君） 皆さん、おはようございます。7番議席、日本共産党の児玉です。

本日は、2つの件について、質問させていただきます。

まず1つは、3月の議会でも一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、早瀬の太陽光発電施設の現状と、太陽光発電施設の町独自の条例制定の必要性について、質問させていただきます。

残りの公衆電話の現状のほうは、所定の席からさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、まず、早瀬の太陽光発電施設については、昨年末に、県が工事の進行を止めてから、既に、半年になろうとしています。建設中の太陽光発電施設の工事がこれほど長期にわたって中断されるのは極めて異常なことと言わなければなりません。

そこで、現状と今後の見通しについてお伺いします。

1、今後の工事再開の見通しはどうなっているのか。

2、現場の状況ですが本格的に梅雨入りし、今後大雨等の心配がある季節が近づいています。防災工事はどの程度進んでいるのか。

3、土砂が流れて農業用水路や里道、あるいは国道や姫新線にまで達する大規模な土砂崩れのおそれがあります。被害が出た場合、責任はどこにあるのか。

4、また、保証はどうなるのか。

5、こういう事態になった原因と責任はどこにあるのか。事業者の責任はどこまで問えるのか。町長の見解をお願いします。

6、こういうトラブルを未然に防ぐ手立てについて、町長の見解をお聞きします。

私はやはり、法律や県の条例をより充実させるとともに、町独自の条例を制定させることもトラブルや自然破壊や災害から住民を守る有効な手段の1つであると思います。そこでお聞きします。

1、3月の私の質問に対して、多可町の条例等について調べるとお答えいただきましたが、その後調べていただけましたでしょうか。

2、町が条例を制定すれば、町が審査などをしなければならなくなり、それだけのスキルがないとお答えになりましたが、1万平方メートル以上は国、5,000平米以上は県というようにすみ分ければそれほどのスキルは必要ないと思うがどう思われますか。

3、例えば、町に設置計画を出す際に、地元自治会や近隣住民との説明会の開催、協定書の提出を義務づけるだけでも効果があると思いますが、見解をお伺いします。

4、宍粟市では、令和3年4月から10キロワット以上を対象に条例を制定しています。また、長野県の中川村では人口5,000人という小さな村ですが、令和2年に条例を制定し、禁止区域の制定、10キロワット以上は届出、村長との事前協議の上、周辺関係者に対して説明会の開催、行政区、自治会との協定書締結と確認書の提出があって受理するといった内容です。長野県にも、上位の条例があり、審査権のすみ分けがされています。こういう先進地の事例を調査研究する必要があると思いますが、町長の見解をお聞かせ願います。

5、国、県、町でもっと連携を取るべきと思いますが、現状と町長の見解をお願いします。

6、先進地を視察するなど、職員の皆さんにも、もっと勉強していただき、建設課、農林振興課、企画防災課など個々に対応するのではなく、担当部局をつくるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

以上で、この場での質問を終わらせていただきます。

残余の質問は、指定席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日も4名の議員の方から一般質問の通告を受けておりますので、それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の児玉議員からのご質問、早瀬の太陽光発電施設の現状と太陽光発電施設の条例制定の必要性ということについてのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、前回の3月議会のご質問でも、それぞれ、答弁をさせていただいております。同じことになるとは思いますが、改めてお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、町は昨年4月に計画を正式に知りまして、同年8月に造成工事が始まっております。

その後、今年1月に県の宅地造成に関する指導によりまして、工事は、現在、中断をしているという状況ではありますが、ただ、この発電施設の建設は、あくまでも民間事業者が収益事業として行われているものであり、一般的に申しますと、企業が、いろんな施設、店舗をつくったり、また、工場を建設することと同じでありますので、その計画が遅れたり、また、中止する事自体に対しては町が指導する内容ではないと考えますし、町に、工事の見通しなどを、今、児玉議員から問われても、責任あるお答えはできないわけであり

町や県が指導をすることは、法律や条例に基づいたものであることとなりまして、今、県が指導を行っているのは、宅地造成などに関する安全のための指導だというふうに思いますので、指導によって中断しているということであるなら、当然のことであり、また、町としては、そういう面で中断していることについて、現時点で大きな問題はありというふうには、考えておりません。

それでは、まず1点目の今後の工事再開の見通しはどうなっているのかとか、2点目の本格的に梅雨入りをして、今後、大雨等の心配がある季節が近づいている。防災工事ほどの程度進んでいるのかということについて、併せて回答させていただきます。

ご質問の工事再開の見通しにつきましては、先ほど、述べましたように、現在、宅地造成規制法の基準に適合するように、兵庫県と事業者が協議、調整中であるというふうに聞いておりますので、県の許可が下りれば造成工事については再開をされるものと認識をいたしております。また、太陽光発電施設についても協議中であり、届出が完了すれば同じく進捗していくものというふうに思われます。

防災工事等につきましては、議員のご指摘のとおり、現在、工事が停止している状況であり、今年1月以降の進捗はないというふうに認識しておりますが、まず、必要であれば、当然、事業者の責任によって安全対策を行うことが重要であるというふうに考えます。

次に、3点目の土砂が流れて農業用水路や里道、あるいは国道や姫新線に達する大規模な土砂崩れのおそれがありますということで、被害が出た場合、責任はどこにあるのかということと、4点目の保証はどうなるのかにつきましては、工事中や完成後の施設管理などが十分でない場合は、その責任は、まずは当然事業者にあるというふうに考えられますが、姫新線まで被災するような大規模な災害が発生した場合、これは佐用町内だけでなく、各地で多くの災害が発生しているような状況であるというふうに思われますので、その災害責任の責任がどうなるのかなどのこの説明については、この場では、私は、責任持った回答はできません。

次に、5点目のこういう事態になった原因と責任はどこにあるのか。事業者の責任はどこまで問えるのかということと、6点目のこういうトラブルを未然に防ぐ手立てについてということとでございますが、こういう事態というのが、事業進捗の遅れを指すのであれば、事業者からの事業計画に対して、県が厳密に審査した結果、県の法令基準を満たさないと判断をされて、事業進捗が滞っている状況であるというふうに考えます。それは、むしろ、十分な安全が確認されずに工事が進んでしまう状況を回避できているものと考えておりますので、関係法令による安全基準の遵守が機能しているものというふうに捉えています。

次のご質問で町独自の条例制定につきましては、同様に、今年3月の質問でもお答えさせていただきましたが、災害を起こさないための技術指導と、責任のあるこの審査でなければなりません。それは、現在、今の佐用町の職員のスキル、また、資格等職員体制の中で行うことは難しいというふうに、私は、考えておりますので、前回もそのように申し上げました。

ご質問の多可町の条例の状況は、出力10キロワット以上は町条例、面積1,000平方メートル以上は県条例を適用し、県条例については、通常5,000平方メートルの面積要件を引下げているために、町に権限が全て委譲されて、県条例案件、1,000平米から5,000平米以上についても、町が全て審査指導を行うということとあります。

近隣で独自条例を制定している市町は、隣の宍粟市、また、赤穂市、たつの市でありまして、その状況も確認をさせましたが、どの市町におきましても、そうした技術審査ができる専門員は配置できていないというのが状況であり、事業者との技術的なやりとりについては、市町の職員が対応して、分からないということの中で、県に相談をしながら技術指導を仰ぎながら審査を行っているというような状況であり、専門的な場合では、なかな

か対応が難しい部分があるというふうに、話は、それぞれ聞いております。

また、兵庫県「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」や「同施行規則」、「運用マニュアル」により、指導、助言を行うことができることとなっております。

このようなことから、町独自の条例制定だけにこだわらずに、町及び県それぞれの役割分担の中で、県や市内の関係部署と今後一層、連携を密にして法令・条例に基づき対応していくことが重要でありまして、現在のところ、佐用町による太陽光パネルの設置規制のための、そうした条例の制定というものは、私は、必要ないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

追加の質問をさせていただきます。

県が公表している資料によりますと、町内には約 250 の太陽光発電施設があります。そのほとんどが 100 キロワット以下の小規模な施設です。100 から 1,000 キロワットまでが 17 か所。1,000 キロワットから 5,000 キロワットまでが 9 か所。1 万キロワット以上は 2 か所だけです。

前の答弁で、また、今回もですけれども、町独自の制定すると、町が審査しなければならず、それだけのスキルがないなどとおっしゃっていました。

しかし、例えば、1,000 キロワット以上を町の担当として、それ以上、5,000 キロワット以上なんかは、県が審査するというふうにすみ分けすれば、それほどの負担にもならないし、スキルも要らないんじゃないかと思いますが、そこらあたり、もう少し研究していただければと思います。

それと、宍粟市の条例は、発電出力が 10 キロワット以上を対象としています。10 キロワット以上になると、ほとんどのやつが対象となりますので、それをやると、本当に、町への負担も大きくなると思います。だから、県の条例とのすみ分け、それを確実にやることによって、条例制定に前向きになっていただければと思いますが、その点、もう少し、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 前回もお答えをさせていただきましたけれども、県のこうした太陽光発電に対する規制の条例、これは開発面積 5,000 平方メートル以上、これに対して、届出と審査をするということです。それを引き下げて 1,000 平方メートル以上はという、それを県と町と、今、児玉議員は、先ほど、国が 1 万平方メートル。県が 5,000 平方メートル。町が 1,000 平方メートル以上。そういうふうになれば、すみ分ければいいじゃないかというお話ですけども、前回も説明させていただきましたけれども、県のこの条例において、県の方針、県の中での取決め、指針は、町がそうした条例をつくるのであれば、全て県の 5,000 平方メートル以上の案件についても、町で、そうした届出を受けて審査をしてくださいというような、そういう取扱いになっているわけです。

ですから、町は、なかなか、そのようにすみ分けて別々にやる。受け付けて審査をするわけにいかない。

全て、言わば全てを町、それぞれの自治体で責任を持ちなさいという条例になっているわけですから、ですから、そんなに簡単にすみ分けてしなさい。それは、国が、そういう方針で、国が直接審査をするということは、まずないんですけれども、県が 5,000 平方メートル以上。後は、町、それぞれの自治体が、独自にやってくださいという話であれば、それは、また、考え方も違うわけです。

ですから、そこのところを、十分ご理解いただきたいんです。

大規模な、また、5,000 平方メートル以上のような、1,000 平方メートルでも一緒なんですけれども、太陽光発電、これの一番、皆さんが心配をされて、危惧されるのは、その開発によって、ここでも言われるように、災害を起こさないか、土砂災害とか、そういう問題が起きないかということが心配されるわけです。

それについての、県における技術的な審査についても、何が審査の柱になるかと言いますと、そうした土地に対して、宅地造成規制法、そういう規制法に基づく施工、構造基準というのが、マニュアル、そういうのが制定されてあるわけです。そういう基準と言いますか、技術基準に、それが適合しているかどうかを、これを審査しなきゃいけない。

ですから、先ほど、児玉議員も言われたように、もし、災害が起きた時に、誰に責任があるのか。そして、その損害は誰に請求するのかというお話もありますように、審査をして、合格をしました。そうすると、それで、そうした災害は、通常の災害については、もう起きないと。起こさないということが前提ですから、ですから、その技術審査を、佐用町の、今、建設課なり、農林振興課なり、私ところにも、いわゆる技術職員というのは、おりますけれども、実際、資格を持った職員というのは、ただ、施工管理を行う、1 級施工管理士。これは建設課長も 1 級施工管理士を持っていますけれどもね、ただ、もう 1 人いるぐらいで、町の職員の中で、技術審査ができる資格を持った職員は、実際におりません。

県には、そうした、まちづくり課が、これ担当しておりますけれども、今回のそうした指導については、そこの技術士が入って審査をしているわけなんですけれども、その方が、当然、審査をした中で、それによって、それ以上の災害が起きて被害が起きた時には、これは、やっぱり、大きな災害として、業者の責任は問えない場合も出てきます。

ですけれども、それを、今の私は、職員の体制の中で、そうした指導、技術審査をしなさいということは、それを指示するということは、私はできません。職員に責任を負わせるわけですから。町が、また、責任を負わなきゃいけない。ですから、同じ行政として、県も町も、これ行政です。だから、行政として、そうした役割分担、先ほども議員が言われある役割分担があるわけで、そのために、県は、そうした技術者というのを、ちゃんと資格を持った人を採用して、そこの中で、そうした審査も行われているわけですから、それは、それにしっかりと、それ審査をしていただくということが大事です。

ただ、そのことについて、地元の方々に対して、県との町は、どういうふうになっているのか。地元の意向を伝えたり、地元の相談の間に入って、県と技術審査される中で、十分地元の状況を踏まえて、許可を出していただくように、それは、町としての、地元行政としての役割かもしれませんけれども、最終的な、そういう審査というのは、県のそうした機関で行うと。それが、1 つの責任ある行政ではないかなというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君）
7 番（児玉雅善君）

児玉議員。
すみ分け、言葉簡単なんですけれども、実際は、難しい面もあるか

と思います。

しかし、宍粟市の場合ですと、立入調査権も認めているんですね。県の条例では、立入調査権が認められていません。そういった面で、県の条例、これの改正というんですか、これは町の段階で言うことないんです、県に、もちろん言わなければいけないんですけれども、県の条例を、もっと充実させる方向。

例えば、今、言った、立入調査権もそうですけれども、業者が申請する場合に、その前提として地元住民との事前協議、そして、事前の協定書、これを結んだ上での届出、それは、受付は町ですることになる。一番最初の届出は町ですることになるかと思うんですけれども、そういったふうに、県の条例をもっと充実させる方向でもって、方向に動く、そういった動きはできないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 立入調査権というのは、私、ちょっと、理解できないんですけれども。理解というのは、どういう状況のこと。どういうものを言われているのか。

当然、技術審査とか、現場の状況、それは、審査する場合に、現地を必要であれば、県の、そうした技術者というのは調査をします。

その現場といいますか、その敷地内に入ることは、これは審査する上で必要なことですから、それが入っちゃ駄目だというような、そんなことは、通常考えられないので、その宍粟市が、10 キロワット、小さなものでも受け付けると。それは、要するに、技術的な、災害という直接的なものではなくて、近隣との太陽光がよく言われる光を反射したり、近くに、そういうものができることに対しての近隣トラブルを防ぐという観点から、そういう10キロというものを制定しているのではないかなと思いますけれども。

しかし、10キロであろうが、100キロであろうが、そうした制定をした以上は、大規模なものも、これも今回の早瀬のようなものも、県、町、今回、宍粟市は市が審査をしなければならない。そういうことの中で、宍粟市の担当者のほうも、実情は、なかなか非常に難しい状況だということも、これは、やっぱり本音として、県にしてみたら、市町に、そうした権限持ってやってもらったなら、県の仕事はそれだけで、そこで責任が終えるわけですから、それは、県は、決して町が条例制定することについて、反対したり、異議はないというふうに思いますけれどもね、町の立場からすると、状況としては、そういうことです。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） こういった条例制定するなり、そういった制定したほうが良いという目的が、地域トラブルの防止という意味が、かなり大きいと思います。

その太陽光の地域トラブルの原因として考えられるのが景観、それから防災、生活環境、自然保護などの要因が考えられます。

景観には、自然景観、それから歴史的景観、風致地区など。

防災面では、土砂の流出、水害の増加。

また、生活環境への影響という面では、水質汚染や電磁波、反射光。

自然保護の件では、森林や河川、鳥獣類などへの影響が考えられます。

また、その他では、合意形成のプロセスや法的手続きなどの面も考えられます。

そこでお伺いするんですが、平福には、県や町の景観条例があります。平福には、既に、何か所か太陽光発電が稼働していますが、今、北新町で計画が持ち上がって、既に、パネルなどの機材が搬入されています。搬入されるまで、地元の人、自治会長含めて、その計画があるということ、全く知りませんでした。パネルが持ち込まれて、初めて、何事やいう感じで慌てたような状態です。

そこで、今ある景観条例を、これを改正するなり、これを有効に活用することによって、事前に地元住民や自治会との協議を義務化することは可能でしょうか。

こういった、既に建設されてからでは景観が台なしになってしまいますので、景観条例を少し改正するなどして、こういったトラブルを未然に防ぐことができればと思うんですけれども、町の条例、太陽光発電の条例が難しいのであれば、そういった策も必要かと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小林裕和君） 答えれます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町も、こうした自治体ですから、条例をつくることは、当然、可能なことです。条例そのものはですね。

ただ、事業者なり、その土地の持ち主、個人にとっては、これは、やはり自分の財産、そして、また、その経済的な収益、これに対する補償の問題が出てきます。

ですから、当然、それに関係ない人は、景観を優先して反対だと。ないほうがいい。

ただ、そういう中で、事前に、そうした地域との協定を結んでくださいとか、地域との話し合いをしてください。それは、これはいわゆる行政指導と言われるものです。

ただ、行政指導を縛りを強くして、それを条件ということにしますと、これは、事業者から、これ法律に基づくものではありませんので、大きな問題としては、こういう損害賠償なり、そうした逆に、責任を問われるわけです。

よく、事前の事前協議、事前協議によって、地域との話し合い、地域との同意書を持って来てくださいというようなことを、以前も事業によっては、開発事業なんかはあります。

ただ、それは、あくまでも行政指導という範疇です。

ですから、地域の皆さんが、そういう人たちも含めて景観を大事にしたいと。みんなで、この地域については、そうした太陽光というものを、建設をやめようというような取組があれば、それは、地域の皆さんと一緒に行政も、当然、その条例という形で、また、議会での審査をお願いするという形になろうかと思えますけれども、現在、かなり、既に、児玉議員もお話のように、太陽光が始まった当初から、あちこちに太陽光というのは、平福だけじゃなくてできております。

今後も太陽光発電というのは、カーボンニュートラルの大きな取組の中で、これは環境問題から見れば、そうしたものも必要性というのは非常に重要になってきている中で、これを、災害というのは、当然、大きな問題になりますけれども、そうじゃなくって、ただ、景観という問題の中で捉えて、それを規制していくという、これは相当、地域の中でも、しっかりと皆さんが議論をしていただく、協議をしていただいて、住民の皆さんの総意、同意は必要ではないかなというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 計画が上がった場合、まず、町に、それが土地の形態によって、農林振興課に一番最初に話が行くのか、建設課に行くのか、ちょっと、分からないところもあるんですけども、町に一番最初に相談があった場合、例えば、景観条例があるところ、平福なんかの場合であると、こういう問題が、平福なり景観条例があるから、事前に地元と相談してくれというふうに業者に指導していただくことも大事だと思いますし、それから、相談があった時点で、地元の自治会長にでも、一言、連絡いただければ、それなりに動ける可能性もありますので、何とかその点、地元と、それから、町と一体となって無謀な開発と言いますか、景観破壊になるような動き、事前に察知できるようにお願いしたいことと。

それと、以前に、平福中町に、太陽光、

議長（小林裕和君） 児玉議員、通告書に基づく質問をお願いします。

7番（児玉雅善君） 太陽光発電建設を（聴取不能）際には、事前に分かったものですから、地元住民が反対して、施工しておった地元の方なんですけれども、その人に話して断念させたこともあります。

そういったこともありますので、何とか、町のほうとも協力して、平福に限らず、そういった問題、地元とのトラブルが少なくなるように、町にも努力していただき、また、地元も頑張りたいと思いますので、その点、よろしくをお願いします。

それでは、太陽光については、とりあえず、ここまでにさせていただきます。

次、公衆電話の現状について、お伺いします。

町民の方から公衆電話がなくなり困っているというお話がありました。共立病院で診察を受けた後、マックスバリュで買い物があったので、歩いてマックスバリュまで行って、帰宅しようと思ってタクシーを呼びたくて公衆電話を探した。そしたら、前には、マックスバリュのところに公衆電話があったのに、なくなっていた。それで、買い物した荷物を下げて、また、共立まで戻ってタクシーを呼んで帰ったというお話をお伺いしました。

そこで、本当に思うんですけれども、改めて見ますと、本当に、公衆電話少なくなっています。ほとんどのそういった商業施設でも、ほとんど見当たりません。

確かに、携帯やスマホが普及して公衆電話の需要が減っているのは確かです。しかし、携帯やスマホを所持していない方もあります。また、私などもよくあることですけれども、家に携帯を忘れて、出先で電話しようと思って、公衆電話探し回ることもあります。そういった面で、公衆電話、本当に必要な方には、やはり必要なので、何とか、これ以上、減らないように手立てしていただくことが必要ではないかと思えます。

そこでお伺いします。

1、現在、町内に公衆電話は何か所設置されているのでしょうか。

2、今、公共の施設には、全て設置されていますか。

3、主な商業施設などで、設置状況はどうなっているのか。

4、民間で設置されている公衆電話に対して助成するべきではないのか。見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの2つ目のご質問でございます。

公衆電話の現状について、お答えをさせていただきます。

当然、議員もご承知かと存じますが、公衆電話は、加入電話、緊急通報と同じ日本全国で提供するサービスとして基礎的電気通信役務をユニバーサルサービスとして位置づけられております。そのために、従前 NTT が法令に基づき、採算地域から不採算地域に地域間の補填を行うことにより全国統一した公衆電話の設置がなされてきたところでございます。

しかし、携帯電話など競争事業者の参入により、都市部の採算地域を中心に競争が激化して、自社努力だけでは維持することが困難となり、不採算地域においては、利用者の利便性確保が困難なおそれもあり、NTT 以外の事業者も負担するユニバーサルサービス制度が 2002 年度創設をされて、2006 年度から、それが稼働しておりまして、それが現在に至っております。

もとより、公衆電話は総務省の基準により、設置及び管理は NTT の義務となっておりますので、町としてお答えする内容は、NTT への確認や町で把握した範囲内となりますことをご了承いただきたいと思います。

1 点目の現在、町内に公衆電話は何か所設置されていますかということではありますが、公の施設に 29 か所、民間の施設に 26 か所、計 55 か所に公衆電話が設置をされております。

2 点目の公共の施設には、全て設置されていますかということではありますが、施設用途も踏まえ、全ての公共施設には設置をされておらず、高齢者福祉施設や文化施設、駅舎などを中心に設置をされておりますが、利用率の低い施設については、公衆電話の撤去通知が届いている施設もあります。今後、徐々に撤去されていくのではないかとというふうに考えております。

3 点目の主な商業施設などでの設置状況はどうなっていますかということではありますが、マックスバリュやプチマルシェなど大型商業施設には設置されておらず、医療施設や福祉施設、小売店などが中心となっております。

4 点目の民間で設置されている公衆電話に対して助成すべきではないかということではありますが、維持管理費については、設置者の NTT 西日本から事務手数料が支払われております。

また、公衆電話の設置は、NTT が行っておりますので、民間の方が、設置費用及び維持管理費を負担しているということはないというふうに確認をいたしております。

令和元年時点におきまして、携帯電話の保有率は、全国では 84% となっております。このことから町民の多くは携帯電話をお持ちであり、新たな公衆電話の設置の必要性というものは、当然、社会的に低くなっているのではないかとというふうに考えます。

また、総務省の公衆電話設置基準の改正で、令和 4 年 4 月 1 日より最低限設置が必要な台数を現行の約 3 分の 1 に減らし、その分の費用を災害時に避難所などで無料公衆電話として使用できるユニバーサルサービスの推進がなされております。

したがいまして、議員ご提案の公衆電話設置おける助成につきましては、国の方向性、町の財政的負担の面、設置者の負担はないこと、また、受益者が少ないことなど、必要性の観点から、それは難しいというふうに考えております。

また、災害時における通信手段といたしましては、避難所に設定をいたしております学校体育館など 10 施設に専用回線を設置しておりますので、必要な時にパソコン、電話等通

信機器をつなぐことにより通信は可能となっておりますので、ご認識をいただきたいと思
います。

以上、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

心配していたのは、災害の時なんですよ。大震災の時なんかでもそうですけれども、
固定電話や携帯などがつながらない時でも、公衆電話は、比較的つながりやすかったとい
うことを聞いています。そういった意味で、避難所での公衆電話、今、お聞きしますと、
避難所で、災害の時には、公衆電話が設置というか、使えるようになるということでの理
解でよろしいのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 先ほど、町長が説明させていただきましたとおり、各小学校体育館、
避難所、そういったところには、既に回線が設置されておりまして、もし、災害があった
時には、機械をつけまして、線等接続しまして、すぐに使えるというようなことになって
おります。

また、姫路ケーブルと、そういった非常時の協議もして、すぐに使えるような形にして
おります。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、そういったように、少なくとも指定避難所には、そういうふうに使えるとい
うことが分かりまして、少し安心しました。

しかし、本当に、公衆電話、現実的に、本当に無茶苦茶減っています。

そこで、1つ提案なんです、公衆電話のある場所を、もっと分かりやすくする方法、
何かないものかと思うんですけれども、例えば、町で出している、いろんなマップがある
と思うんですけれども、そのここに、公衆電話ここにありますよというような、町事業
ですることなんかは可能でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 昔に比べて、そうした公衆電話が町中でも、本当になくなってきた。
これは、裏返して言えば、公衆電話を使われる方が少ない。必要性がなくなってきたとい

うことです。

そうした、本当に、公衆電話を探されたり、そういう要望、需要があれば、一方では、昔は、公衆電話の看板があつたりしていましたがけれども、今、そういう町民の皆さん方の生活見ていて、ほとんどの方が、そうした携帯電話を持つ時代になってきた中で、もし、当然それが、100%の方が持つておられるわけじゃないですけども、そうした情報というものが、そのマップの中に入れたり、それだけのことをする必要はあるかどうか。かえって情報というのは、幾らでも情報を出せばいいというものではないと思います。必要な情報を、しっかりと、きちっと、そういうものには書き込むということだと思ふんですけどもね。

特段、今の生活の中で、特に、ますます、これからは、この通信技術というのは、個人が、この携帯電話、スマホ、そういうものが、もっと普及、さらに普及していきますし、そうした、公衆電話自体は、本当にもう、一部の特殊なところにしかないという時代になっていくんだろうなというふうに、私は、思っておりますので、マックスバリュなんかで買い物されて、もし、それが、タクシーが呼べない、電話がないというような時には、ある意味では、お店の方に、ないので、ちょっと、タクシー呼んでほしいんだというふうに言われれば、お店、それぞれの職員の方も、そんなことぐらいのことは、ちゃんと、サービスとしてしてくれると思ふんですよね。

そういう形で、お互い助け合わないければならないというふうに思いますがけれども。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 確かに、これだけ携帯とかスマホが発達すれば、本当に公衆電話の必要性というものは、本当に、そのとおりなんですけれども、おっしゃるように、携帯電話所持していない方も結構いらっしゃいます。そういう方のためにも、これ以上、公衆電話が町から消えることのないように、いろいろ努力はしていただきたいと思います。していただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、1番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） 議席番号1番、大村 隼です。

本日は、一般質問の通告に基づき、佐用町の今後の広報への取り組み方について、ご質問いたします。

特に、インターネットでの広報の取り組み方において、必要と考えられる素地のようなものについて3点、お伺いいたします。

1つ目は、インターネットを用いた情報発信力の強化について。

2つ目は、インターネットを用いた情報発信のターゲティング、情報を知ってほしい相手を決め、それを伝えるということについて。

3つ目は、佐用町ホームページ利用者の個人情報保護について、お伺いいたします。

順に、詳しくお伺いしていきます。

1つ目です。インターネットを用いた情報発信力の強化についてですが、情報発信は、

伝わらなければ意味がありません。伝えるために、発信力の強化が必要であると考えます。インターネットを用いた情報発信は、紙媒体と比べると、印刷する時間が不要、消費する資源も少なく、情報発信の即時性も上がり、紙面のような情報掲載の量の制限もほとんどないなどの利点もあります。インターネットを用いた情報発信力を強化する1つの手段として、複数、多人数で行う方法があります。

情報政策課広報室のみならず、各課で必要に応じて担当者が実施できるべきであると考えます。そこでお伺いいたします。

現状、各課でインターネットを用いた情報発信はできるようになっているのでしょうか。

また、情報発信力の強化のためには、文書においては、文章力。映像・動画においては、話し方、伝えるための技術を磨いたほうがよいと考えますが、研修などは行われているのでしょうか。お伺いいたします。

2つ目のインターネットを用いた情報発信のターゲティングについて、詳しくお伺いします。

ターゲティング、情報を知ってほしい相手を決め、考え、伝えていくということについてですけれども、インターネットを用いた情報発信、町では、ホームページ、ユーチューブ、LINE公式アカウント、フェイスブックページを用いているようですが、各メディアの情報発信のターゲット、伝える相手は、どういった方々を想定しているのでしょうか。また、そのターゲットに、どうやってリーチ、情報を伝えようとお考えなののでしょうか。

また、その評価についても伺います。

1つ、ターゲットとして、そして評価手法として想定されているものとして、町の資料に記載があるのは、第2期佐用町地域創生戦略、この2章、5、基本目標を実現するための具体的取り組み、2の基本目標、佐用の魅力を磨き、新たな人の流れをつくる。基本的方向(2)観光の活性化等を通じた交流人口の増加と関係人口の創出というところに記載されています。

交流人口を増やす、関係人口をつくる中で、情報発信の効果を評価するKPIです。重要業績評価指数として、ホームページへの年間アクセス数とフェイスブックページの「いいね」の数が記載されています。

ホームページの年間アクセス数というのは、交流人口や関係人口に関連するページのみの年間アクセス数なのか。それとも、町全体ホームページの年間アクセス数なのか。詳しいことが記載されていなかったもので、そういったことも含めて、2つの指標がターゲットに伝わっているかをはかる評価指標として適当とお考えなのか、お伺いいたします。

3つ目の佐用町ホームページ、その利用者の個人情報保護について、お伺いいたします。

現状、町としては、SSL、TLSの最新プロトコル、TLS1.3に対応しており、ホームページへの安全な接続の素地は整っていることと思います。ですが、町のホームページでは、「https://」のリンクの表記と「http://」のリンクの表記が混在している状況にあり、その混在していることにより、安全性が不十分となっています。これは、ホームページ管理上の問題です。早急に対応いただきたいと思いますが、今後の対応などを含め、ホームページ利用者の個人情報保護に関して、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上、3点、よろしくお伺いいたします。

議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、大村議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

今後の広報への取り組み方ということで、情報の発信等についての、いろいろと専門的なご質問であります。

私も見ていただいたとおり、もう年齢的にも一番アナログの時代の人間でありまして、こういう近年の情報技術の、非常に目覚ましいと言いますか、すさまじい進展について、なかなかいけない。そういう中で、町といたしましても、今年度から、新たに、情報政策課という課の設置をさせていただいております。

しかし、当然、職員それぞれにおいても、なかなか、まだ、そういう面での詳しい専門家、エキスパートでもありませんので、大村議員におかれましては、非常に、こういう面について、お詳しいようですから、今後、今日の質問もそうなんですけれども、いろんな面で、ぜひ佐用町の情報の技術発展のために、また、アドバイスをいただければということをお願いしたいと思います。

まず、今日の通告によりますご質問に対しまして、それなりに、私なりに、ご回答をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目のインターネットを用いた情報発信のパワーアップをするために、役場のどの課の人でも実施するべきであると考えますが、執行部の考えを問うということのご質問でございますが、町では、周知したい行政情報を少しでも広く、多くの町民の方にお届けするため、その手段としてインターネットや町公式ホームページ等の媒体を活用しながら情報発信をいたしております。

行政情報、町民だけではなくて、広く町外の方へも町のことを知っていただくということで、そういう意味での目的を持って、情報発信をいたしております。

ご指摘のとおり、効果的に情報を伝える上で最も重要なことは、それを読んでもらい、理解されるための「文章力」や「話し方」でございます。そのために、町では「職員の情報伝達に必要なスキルの取得・向上」のために、人事研修の一環として播磨自治研修協議会や、兵庫県自治研修所が実施する、そうした研修にも参加して、「文書力」の向上やソーシャルメディアの活用について学んでいるところでございます。

また、話し方を学ぶために、若手職員を対象としたアナウンス研修も実施をいたしております。研修後は、2年間にわたり実際に防災行政無線の放送業務を行っております。

さらに、研修を受けた職員が佐用チャンネルに出演をし、番組上で行政情報をお知らせもさせていただいております。

また、広報紙担当者は、毎年、国・県主催の研修や広報協会、市町村アカデミーなどの研修に参加をして技術向上にも努めており、その内容を広報委員会で情報提供し、職員全体のスキルアップにも努めているところであります。

「話し方に優れたアンカーパーソンによる動画の情報発信」についてでございますが、現時点では、職員数が限られているため専任の職員を配置することができない状況でございますが、引き続き若手職員を中心としたアナウンス研修などを通じて、職員の能力の向上に努めていきたいというふうに考えております。

2つ目のホームページ、ユーチューブ、LINE、フェイスブックそれぞれの想定するターゲットは何であるかというご質問でございますが、それは各媒体や発信する情報の内容によってもターゲットが異なるかというふうに考えます。

まず、ホームページは、佐用町のメインの情報媒体と位置づけておりますので、各種行政情報を必要とする方が、自ら情報を取得することが可能となるもので、町民向けの情報に限らず町外向けの情報も含め、行政サービスを求めている人がメインターゲットであるというふうに考えております。

また、ホームページの定住・移住のページなどは、主に対外的に発信するページであり、町外から佐用町に来ていただくことを目的とした媒体であります。

ユーチューブは、現在、世界的に最も視聴ユーザーが多い動画共有サービスであり、特に若者の利用が多いため、若者に向けて行政情報を周知するため、佐用チャンネルの放送期間終了後に動画を掲載をさせていただいております。

LINE も現在、最も多く利用されている SNS であり、新型コロナウイルスワクチン予約など、迅速性や情報拡散が求められる情報提供の際に活用をしております。

フェイスブックについては、主に観光、イベント、地域情報を求める人への情報提供に活用をしております。

ターゲットにリーチするための主な方法といたしましては、町公式ホームページについては広報紙や LINE からのリンク、また、ユーチューブ、LINE についても広報紙への二次元コード記載を行い、利用促進に努めているところでございます。

また、ホームページの各記事にフェイスブックへの「いいね！」や「シェア」ボタンやツイッターへの「ツイート」ボタンを設置してありまして、ホームページ利用者によって複数の情報媒体に内容が拡散されることで、より多くの方に情報をお届けすることができるのではないかと考えております。

ホームページの閲覧数やフェイスブックの「いいね」の数が評価指標として適切かのご質問でございますが、どれだけ多くの方に閲覧されているかの参考にはなりますが、この数値だけで全体評価を行えるというふうには考えておりません。

全体評価は利用者の満足度が最も重要であり、「掲載情報が最新であるか」、「情報量は豊富か」、「見やすいレイアウトであるか」、また、「文字の大きさ・フォントは適切であるか」などの視点から、総合的に判断する必要があるというふうに考えます。

ホームページについては、令和 2 年度にリニューアルを実施をしておりますが、今後も広報アンケートなどを通して町民の皆さんから意見を賜りながら、さらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

3 つ目のホームページにおける利用者の個人情報保護について、どのように考えているのかのご質問でございますが、町公式ホームページでは、地方公共団体情報システム機構が発行するセキュリティ証明書 (LGPKI) というんですか、セキュリティの証明書を使用しております。また、令和 4 年 4 月よりサイト全体が暗号化通信の対応となっておりますが、現況では非暗号化通信の禁止等の処理は行ってはおりません。

これは、令和 4 年 4 月にウェブ・サーバへのアクセスログを調査した際に、暗号化通信に非対応の通信記録が一定数認められたために、情報弱者への措置として完全な暗号化通信への移行を見合わせているもので、http、https ともに利用できる状況ではございます。

しかしながら、ご指摘のとおり個人情報保護の観点から、暗号化通信への対応は重要であると認識はいたしておりますので、アクセス状況を調査をしながら、今後、適切な対応を行っていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[大村君 挙手]

議長 (小林裕和君) 大村議員。

1 番 (大村 隼君) 1 の情報発信ができる人に関して、引き続き、お伺いしたいと思うんですけれども、この佐用町 LINE 公式アカウント運用方針というのがホームページで見れるようになっていたんですけれども、この中には、運用主体の中で、アカウントへ情報を掲載できる者は、総務課広報室担当職員とする。ただし、緊急の場合等、総務課広報室担当職員以外の職員の掲載も可能とするというふうになっているんですけれども、ほかの

フェイスブックとか、ユーチューブとか、そういったものに関しての、この運用方針というのが、ちょっと見当たらなかったんですけども、その運用方針というのは、用意されているのでしょうか。お伺いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 今、議員ご指摘のとおり、LINEについては、そのような形で見せさせていただいているんですけども、その他のフェイスブックにつきましては、内規として、私ども、今、ここちょっと、手持ちはないんですが、準備はさせていただいた上で、アカウント、記事を掲載する立場にある者に対しては、そうした内規をつくった上で、運用をさせていただいているところでございます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） その内規の中では、基本的には、総務課広報室担当職員というふう
に考えさせていただいていいのでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） おっしゃるとおりで、そのような、基本的には、情報が基準ど
おりに載っていることを前提にする必要がございますので、我々が確認の上、掲載させて
いただくという形を取らせていただいております。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 情報発信の中では、質と量の中で、先ほど、質を磨くという点で、研
修に関しては用意されているということで、お伺いできて、それは、すごく安心できまし
た。

それと同時に、量が、また、同時に重要となってきます。質と量両方ですね。それが、そ
ろうためには、今後、過疎も進んでいきますし、やっぱり日本全体の人口減の問題もあり
ますから、人が減ってきます。そうなってきた時に、やっぱり、この人でしかできないと
いうのではなくて、しっかり、教育の上、誰でもできる。まさに、技術は日進月歩変わっ
ていきます。今は、この LINE とかでですけども、新しく、もっと若い子たちは、ティッ
クトックだとか、一時期はやったクラブハウス、そういったような SNS を利用したり、そ
ういった人たちもいますので、ぜひちょっと、今後、どうして発信していくことについて
は、しっかりと考えていただければいいなと思います。

今回、その中で、広報さよう、これはインターネットじゃないですけども、この中で、

新しい採用のところで、町職員募集のところのタイトルが、佐用が大好きな「佐用ファン」を募集、こういう記載になっていて、すごくいいなというのが思っています。今までの広報の中では、全然こういう表現というのは見られなかったように思うので、やっぱり、こういった、まさに伝えるということについて、やっぱり、どんな言葉がいいのかということについても、今後、しっかりと向上というか、研究していただきながら、今後、よりよい情報発信につなげていっていただければいいかなと思っております。

続きまして、2番のターゲティング、ターゲットの話をお伺いさせていただきたいと思っております。

現状、先ほど、ホームページではメインに町民、町外の方をメインターゲットとして、定住・移住は、少し対外的なものにしているというふうにお伺いしましたがけれども、その中で、もっとニッチに、例えば、IターンならIターンだけ、UターンならUターンだけ、観光なら観光だけに絞ってしまったほうが、伝わっていくのではないかなど、そのようには考えるんですけれども、今後、ターゲティングをどのように変えていこうとか、そういうような方針というようなものはあるんでしょうか。お伺いいたします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 今、議員がご指摘いただいたターゲティングの話なんですけれども、今後といたしましては、まずは、昨年度ホームページを更新させていただきました。

その中で、2年に1度、広報アンケートというのを住民の皆さんに取らせていただいております。その中で、住民1,000人の方、各年代別に均等に無作為に18歳以上の方を抽出してアンケートを取らせていただいておりますけれども、その中で、佐用町は、ご存じのように、メインを先ほど、広報紙について、お褒めいただいたんですども、実際に、アンケートの結果をお知らせすると、35%の方が、今後、力を入れてほしい情報発信は何ですかという回答に対して、1番が広報紙35%、佐用チャンネルが25.5%、その次が、防災無線20.8%、その次に、町公式ホームページ8.2%というようなことで、まずは、町外の方は別ですけれども、メインターゲットとしては、ホームページは、おっしゃるように町外の方だと考えております。ですので、今後、やはり、先ほどの見出しにあったような、佐用町のファンを多く獲得する。そういった政策は必要かと考えておりますので、今のところは、町内の方の行政情報がほしい方に対するホームページが1つのメインですが、その横に見出し、ちょっと見にくいという方もいらっしゃるんですが、そういった町長の答弁にもございましたように、現在は、分けておる空き家とか定住を求める方に対しての内容について、充実していく必要はあることを十分理解しておりますので、今後、また、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） 佐用町第2次総合計画の後期基本計画、第6節の地域活動を支え協働を確立する。4の開かれた行政の推進のところですね、広報・広聴活動の充実という項があるんですけれども、この中では、「高度情報通信網を利用した、町公式ホームページ、佐用チャンネルなどを双方向型に発展させるとともに、新たな情報伝達手段として、町公

式 Facebook、YouTube、LINE などの SNS ツールを最大限活用し、行政と町民が互いにコミュニケーションや情報共有ができる仕組みづくりを進めます。また、防災行政無線の安定的な運用を図るため、設備の維持・更新に取り組みます」というふうに書いてあるんですけども、この双方向型というものについて、町公式ホームページ、また、ユーチューブ、LINEなどを双方向型にするというような考えがあるのかどうか、ちょっと、お伺いしたいと思います。

SNSは、あくまで一方通行のメディアではなく、基本的には、やはりユーザー、ほかのユーザー、見ていただいた方、「いいね！」をしてくれた方とのコミュニケーションを取る中で、広報としての情報を伝える力というものが上がってくると思うんですけども、この双方向というものを、ほかの部分でも実現するような予定はあるんでしょうか。お伺いします。

[情報政策課長 挙手]

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） お答えします。

その件につきましては、今現状で言いますと、ホームページのお問い合わせのページが、広報公聴の広聴の分であると考えております。まずは、そこはメインで、きちっとした伝え方で、正しい情報として、広聴いただける分が、その分だと、まず、考えておりますけれども、議員おっしゃられるような、例えば、フェイスブックの中でのご意見であったり、それから、そのほかの SNS ですと、どうしても、間違っただけの情報、裏づけの取れない情報もたくさん、今のところ届いております。ただの広告であったり、皆さんを惑わせたりする情報がたくさん入っております。そういったものは、やはり、裏づけが取れない限り、信用する情報とは考えておりませんので、今、メインにしておりますのは、基本的に、今言ったようなホームページの問い合わせを真摯に受け止め、それについて、行政として、反映していく必要があるということは、分かっておるんですが、そのほかの双方向というのは、これから、DXとして、デジタルトランスフォーメーションとして、情報政策課がつくられました。今後、これを、各職員が、いろんなプロジェクトや、そういったことの中で、どうあるべきかということ、正しい方向を導き出していきたいと考えておるところでございます。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 先ほど、情報政策課長から、そのDXの話も伺いましたけれども、実際、その双方向のコミュニケーションということになりますと、人員、時間と作業の時間というものがかかってきます。その中でも、デジタルトランスフォーメーション、その中で、今回の議会の議案にもありましたけれども、こういったものが進んでいくことによって、インターネットを利用することで、費用の削減、そして、労働の時間を削減することで、新しい広報への取組、双方向だったりとか、さらにパワーアップさせるため、研修とか、そういった時間を取るためにも、今後、DXに関する取組は、しっかり進めていただければ、きっと、こういった広報の発信力の向上にもつながっていくのではない

かというふうに考えておりますので、ぜひ引き続き、頑張っていっていただきたいと思
います。

では、3番の質問について、ちょっと、再質問させていただきます。

現状、いろんな、ちょっと2ともつながってくるんですけども、こういった広報さ
よとかもそうですが、ほかの各課が出してくる資料ですね、そういった資料にもあると思
うんですけど、例えば、広報さよですと、6月号だったら、17ページのところに、ねん
きんネットのホームページという記載があるんですけども、ここの表記が「http」の表
記になっている。ここの部分が、だけれども、この横のQRコードは「s」が入ったURL
が入っている。そういったこととか、ほかにもあります。

同じように、この生涯学習活動のあらましの一番裏のところにURLのところも、もう
「http」の表記になっているんですね。こういったところに関しては、いろんな課が、い
ろんな資料をつくっていく中で、「http」の表記というもので、まだ、止まっているのかな
というような現状があるのかなと考えますけれども、そういったものに関して、例えば、
周知を図っていただく、ないしは研修していただく、そういったようなお考えはあるん
でしょうか。お伺いたします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） ご指摘はごもっともです。

確かに、昨年、ホームページを更新した際に、先ほど、町長の説明の中にもありました
ように、ある一定数、そういった「https」の非対応ブラウザからのアクセス数が、一番当
初は16.8%ございました。そういった中で、今年の4月、1年たちまして、まだ、そうい
った非対応ブラウザからのアクセスが9.4%、約半分ほど減るような状況もございま
すので、議員おっしゃるように、そういった「s」のついていない分については、もうやめ
にして、今、セキュリティの保たれておる、今、佐用町が対応しておりますSSL3.0、
TLS1.3バージョンのほうだけにしていきたいという考えでおりますので、もう一度、
この近いうちに、そういったアクセス数を見ながら、皆さんに周知広報をした上で、
1本に統一していきたいと考えておりますので、よろしくご理解お願いします。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） LINEでの投稿についても、昨日は、例えば、テレビで、特定され
ますよというような情報発信されていましたが、もうちょっと前の記事なんか、記事
というか投稿なんかでは、そちらでもhttpの表記だったりするので、そのへんは、今後、
統一されるということで、聞いて安心いたしました。

今後は、全体的な、世界的な流れになっていきますので、例えば、httpへの接続しか用意
されていないようなサーバーへのアクセスは、基本表示しないというようなブラウザも、
今、ありますので、今後は、この町の場合は、両方見れるようになっておりますから、表
示はされますけれども、今後、これを、やっぱり片方に統一していくというのが、世界的
な流れかと思っておりますので、ぜひ対応のほうをお願いいたします。

今後、TLS1.4とか2.0になるか、新しいバージョンはどうなるか分かりませんが

も、その際もアップデートを引き続いてしていただいて、また、ほかの課の方もそうすけれども、各職員への、そこらあたりの周知もしていただきまして、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

今回は、インターネットを用いての広報ということで、お伺いいたしましたけれども、先ほど、三浦情報政策課長からお伺いできたように、広報紙、そして、佐用チャンネル、もう1つありますね、防災無線ですね、そのほうがホームページよりも上に来ている。それは現状実際あるんだと思います。

今後は、やっぱり、インターネットの発信のみというわけではなくて、もちろん、ほかの今までの広報についても、また、発信の強化が必要なのかなと思っております。

今回の質問で、ほかの議員が質問されていましたが、フレイル予防についての啓発、ないしはヤングケアラー問題の啓発、そういったところとか、地域おこしの隊員の募集だとか、そういったものを、いろいろありますけれども、そういったものも、例えば、自治会の広報の活動を強化するとか、そういったような、いろんな部分もあるとは思いますが。今後、インターネットのみならず、広報の発信力の強化ということをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） ご質問じゃないんですけども、一言、発言させていただいてよろしいでしょうか。大村議員。

1 番（大村 隼君） はい。

町長（庵途典章君） 冒頭、ちょっと、お願いしましたけれども、そうした、今、情報技術革新ということで、本当に、行政もこれから、いろんな情報伝達、いろんな媒体を通して、これが生活の中で、皆さん、非常に便利で、また、効率よく、しっかりと、それが正しい情報のもとに行政が進められていくための、また、取組をしなきゃいけないということでもあります。

そういうことについては、私は、世の中の非常に、この技術革新、非常についていけない部分はありますけれども、しかし、一方では、私は、やっぱり佐用町という規模の自治体、特に、長年行政というものについて、いろいろと関わって、町民の皆さんと、町のまちづくりを進めてきた上で、やはり顔の見える住民との関係、これは、私だけじゃなくって、職員においても、発信を、いろんな媒体を通して、情報だけ伝達しておけばいいというものでは、絶対ないと思うんですね。

やはり、そうした中で、しっかりと、町民の皆さんとのコミュニケーション、それは、やっぱり顔の見えるコミュニケーションというの、非常に、これからも、どんな時代になっても、これは、非常に大事なところだというふうに、私は、思っております。

また、一方、町民の皆さんからも双方向で、そうした情報というのが、町に対して、行政に対して、いろいろと意見も入ってきます。ただ、それが、顔の见えない中で、実際に、一方的な、今、問題になっている、どうしても、それがフェイクなのか、極端な考え方のもとに、そうした情報が伝えられてくると、このあたりの見極めというのは、非常に難しいところがあります。

ですから、やはり、町行政の基本というのは、集落、たくさん、佐用町には 130 幾つの

集落もあり、そこに小さな自治組織もあり、その中で、そういう人たちの地域の、そうした自治組織を基盤にして、町全体の大きな町としての行政というものを進めていかなければなりませんので、ぜひ、そのあたりも、新しい情報発信技術と同時に、従来といいますか、本来の町行政のあり方、そうした顔の見える、直接、町民の皆さんと、しっかりとコミュニケーションを構築できる、そうした職員としての行政の進め方、これも、やっぱり、私は、職員には指導をしてきたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思えます。

ちょっと、そういう関係の中で、一言、こういう場面でしたので、発言をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時とします。

午前11時28分 休憩

午後01時00分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

10番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） 10番議席、立憲民主党の廣利でございます。

佐用ゴルフ場の太陽光施設の危険な盛土対策を問う。

令和3年7月3日、熱海市で発生した土石流により27名の方たちが亡くなられ、現在もなお1名の方が行方不明です。

そんな危険性について、前の一般質問でも取り上げていますが、佐用ゴルフ場の太陽光施設の危険な盛土に対する現状把握と対策をお聞かせください。

今回、盛土規正法が令和4年5月20日、参議院本会議で成立しました。令和5年5月施行予定となっております。

規正法の主な内容は、盛土による被害のおそれのある場所を「規制区域」に定め、区域内での工事を都道府県知事の許可制にするほか土地所有者には安全性を維持する責任があることを明確にしました。

②点目に、罰則の強化であります。所有者や事業者など法人を対象に無許可での造成、命令に違反した場合に最高で3億円の罰金、個人の罰則も懲役など大幅に引き上げとなりました。

兵庫県では、国の指示で危険な盛土についての調査を行いその結果を公表しています。佐用町に県内7か所の危険な盛土のうち1か所があるとのことでした。

静岡県下では、規正法の成立を受け条例制定の動きがありますが、本町においては、条例制定についてお考えがあるのか町長の見解をお聞かせください。

太陽光パネル設置が無計画に、景観を守ることなく、急斜面にも農地にも設置され、いったい町内に何か所設置されているのか、所有者は誰なのか、全く分からないのが現状です。

岡山県美作市の太陽光発電設備に課税する「事業用発電パネル税」は、市内 300 か所の施設のうち 80 施設に課税して、水防法の改正に伴う想定雨量の引き上げがきっかけで、市内で想定される最大雨量が 18 年に従来の 2 倍以上に変更されたものの、既存の施設は従来想定に基づく対応しかしていない。そんな現状を踏まえて、追加的な対策の財源としてパネル税を考案したいきさつがあります。

美作市の例を参考にして野放図で無計画なパネル設置から、当局がきっちりと管理していく姿勢、近年増えている大雨による被害に対して対策を実施するための財源を確保する、その考え方には多くの賛同が得られるというふうに思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

改めて、太陽光パネル設置の規制の町独自の条例が必要だというふうに思いますが、町長の見解をお聞かせください。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの佐用ゴルフ場の太陽光発電施設の危険な盛土対策を問うということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

お答えをさせていただく前に、議長にお願いしたいんですけれども、このご質問は、前回、3月定例会の一般質問でも取り上げられまして、私もいろいろと経緯なり状況について、廣利議員からのご指摘に対しましてお答えをさせていただいたところです。

その中で、確認を、改めて、この質問でありますので、まだ、確認ができていない点について、廣利議員の確認をさせていただきたいと思うんですけれども、議長、よろしいでしょうか。

議長（小林裕和君） 基本条例の第5条第2項に、論点を明確にするために、発言者に対して質問ができるという項目がありますので、許可いたします。

町長（庵途典章君） ありがとうございます。

それでは、今、許可をいただきましたので、この件のご質問につきましては、前回、3月の定例会の一般質問で取り上げられて、私も、今、申し上げましたように、ご質問にお答えをさせていただいたところです。

そのご質問の中で、廣利議員から関係自治会から対策の要望書が出ている。その対策が取られていない。その対策が取られないままにいる。

それから、調査もされないままになっているのではないかというご指摘がありました。

また、地元の皆さんは、定期的に、特に大雨の際など、その河川などの状況を調べられて、全部記録に残しておられる。それで、危険なのは5か所ぐらいの川筋が土砂で埋められており、下徳久側の特に、釜須川と市尾池を中心としたところの対策工事が必要だ。してほしい。釜須川は大雨が降った時にあふれて、辺りが池のようになり、また、それが年々ひどくなっている。その状況も、克明に写真で全部残されており、そのことも含めて、自治会のほうから要望書が出ているというふうに指摘を受けました。

私も、そうした要望が出されたものを、町として放置していたのであれば、これは放置して、また、その対策が遅れたのであれば、これは町として、十分反省をしなければならぬということ、謝罪し、また、お答えをさせていただいたところです。

ただ、しかし、私は、その時も、そういう指摘を、要望書が提出されているということが言われたんですけれども、その記憶がないものですから、要望書が出されれば、細かい地域からの要望につきまして、全て、私のほうに決裁という形で上がってきて、あらかたところは覚えているわけですけれども、そういうことで記憶がありませんでしたので、担当者に指示をして、役場建設課が担当しておりますので、建設課に、そうした要望書が、ちゃんと保管されているかということも聞きましたが、それは、ありませんということであり、そして、改めて、自治会のほうに調べていただきましたが、自治会長からは、そうした要望書を町に提出したことはないし、また、そうした記録もないということでありませぬ。

廣利議員には、その旨、その後、お伝えをさせていただいたところですけれども、その時の議員のお答えは、パソコンに入っているのを見たというようなことが言われました。

それでは、それらを確認をして、コピーをして、私にも、地域からの要望であれば見せていただきたいということで、お話をさせていただきましたが、それは、いまだに、私のほうは届きませぬし、確認ができておりませぬ。

また、関係している川筋、河川、これについても、釜須川について、特に、そのお話があったわけですけれども、釜須川につきましては、地形的には太陽光の、今、工事がされているところから、かなり離れたところにあります。幾らか、造成の関係で、そうしたところにも水が流れているということは、これは現地細かく精査しなければ分かりませぬが、現在の自治会長さんのお話を聞いても、普通の雨ぐらいでは、水があふれた。池になるようなことはない。市尾池等についても、以前、少し、そうした土砂が堆積した時に業者によって浚渫を、土砂の取り除きをしてもらった経緯はあるというふうには記憶しているけれども、今のところ、そんな問題は、地域からも出ておりませぬというようなお答えであります。

そういう、今後の対策として、地域からも、そうした問題が指摘され、それが事実であれば、当然、町としても、しっかりと、地域の要望にも、対策にも応えていかなければならない。そういう責任も、当然、先ほど言いましたようにあるわけですから、その件については、まず、この太陽光発電、佐用ゴルフ場についての件を、再度、今日、ご質問がされるわけですから、これについては、確認を、まず、させていただきたいということで、よろしくお願ひいたします。以上です。

〔町長 庵途典章君 降壇〕

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 質問に先んじてですけれども、今、町長の問い合わせのことについて、私は、本会議で述べたことについては、本会議でというふうに思いますので、詳しく、今、自治会長さんから聞かれた話を、今、述べられましたけれども、私から言わせると、もっと前からの分を、しっかり調べてほしいなど。

副町長が問い合わせをされたということについても聞きました。

どうして、こんなことになってしまったのかということ、本会議の席ですけど、述べ

なくてはいけなくなります。

要望書については、かなりの部数です。これは、日を追って、パソコン上に入っていたので、印刷をさせていただきました。

宛先は県民局長でした。

しかし、文面を見ると、町の担当者の名前も入っています。

で、なぜ、県民局長になったのかという理由も、本当は、調べてほしかったんです。

最初に相談したのは、役場でした。

これは、担当者も分かっていますし、担当課も分かっていました。

しかし、その担当者いわく、県民局の所管だから、うちでは対応できないと、逃げ腰だったと、昨日も、それは確認しました。再度、確認しました。

それで、何度か、その担当者とも現場を見てほしいということから言ったんだけど、そのことで時間を使いたくなかったと。

本当を言えば、本当に、怒りでいっぱいだったんだけど、やむなく県民局に持って行ったと。それは、この文面からも読み取れます。

だから、その経緯があったために、私は、その過去の自治会長の経験者の話から、要望書と、それで役場という話も聞きましたから、当然、役場に現物が出たんだというふうな認識でしたけれども、その過去の自治会長さんの話を聞くと、ある意味、ちょっと、了解したというか、そういういきさつがありました。

ですから、副町長行かれた、調べていただいたのであれば、平成 28 年、29 年当時まで遡って調べていただければ、なぜそうなったんだということが分かったのではないかなというふうに思います。

それから、5つの流域があります。

市尾池と、下徳久側に駐在所のところの手前を上がっていくと、市尾池という池があります。そこが濁ってきたというのが、そもそもの発端のところですよ。

で、釜須川というのは、もうひとつ北側に流れている川ですけども、自治会の中でも、そのあたりについては、見解が分かれているというか、太陽光パネルが、工事が始まってからの流量が増えているというのは、実際に、平成 21 年災害の時に被害に遭った方がおられまして、その方は、ずっと、その状況を克明にカメラで収めておられるんですけども、その方たちの、その方を中心にする人たち、調べておられる方たちは、やっぱり太陽光パネルが原因ではないかなと。

自治会の皆さんの総意かというところ、そうではないかも分かりませんが、しかし、そういうふうな影響が出ているということは、事実であります。

ちょっと、全て、今、町長が言われたところに答えていないかも分かりませんが、もう一度、それは、平成 28 年、29 年当時からのことを調べていただきたいし、その当時の担当課の職員にも聞いていただきたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 長くは取りませんが、本会議で発言したことは、本会議で、また、確認をし、訂正もすることはする。当然、私たちも、本会議等で説明したこと、それが間違っておれば、勘違いであれば、それは、また、本会議の場で訂正もさせていただく、これは議会、当局、これは対等でありますので、そのように考えております。

ですから、今、今日、私は、こうした発言をさせていただいているのは、それは、本会

議、これはこの質問は本会議ですから、本会議で、前回、そういうご指摘があつて、その後、町として回答させていただいたこと。また、廣利議員からのご指摘に対しての確認、これをお願いしたいということですので、何ら問題ないというふうに、私は、思っております。

〔廣利君「別に問題ないです」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） ないですね。

その中で、少なくとも、平成 27 年、平成 28 年に遡ってという話ですけれども、当然、町としても、平成 21 年の災害以前のことまで、遡ってということはしていませんけれども、もうこの 4、5 年、ここのところ、ずっと、その問題ということについては、27 年、28 年当時からの課題、問題として、どういう経過があつたかということは調べているわけです。

そして、その中で、これ議事録にもしっかりと、ずっと当然、出て、発言されたことを確認をして、今、話をさせていただいているのであつて、議事録にも、そうした要望書は出ているだろうと。

今、それは違っていたんだと、町ではなかったんだという廣利議員のご発言ですけれどもね、県民局に出ていたと。

それは、幾ら、佐用町の担当課のほうの書類を見ても、それはないのが、当然、当たり前ですし、私のほうに決裁が上がっていなかったのも、これも当然で、そういう状況であつたことは、確認ができました。

そして、今、パソコンで、以前の方がされてきたものを、今、持っているというお話です。

ですから、私も、どういうことを地元の方が心配をされて、どういう状況であつたのか、そういうことについて、やっぱり、町としても、当然、対策としてするためには、必要でありますから、廣利議員に、それを見せてくださいと、お願いをしました。

ですから、それだったら、そういう確認がされているのでしたら、なぜ、それを、私なり、担当課のほうに、お持ちいただけないのか。

それは、やっぱり同じ行政の中で、こういうものを、同じ建設的に、これから対策を考えていく上では、それこそ、情報共有ですから、情報として、ちゃんと、そういうものは確認されているんでしたら見せていただくのが、これ必要であり、今後の対策において、当然、必要なことではないかと思しますので、この後、また、コピーをされているということですから、それは、私のほうに見せていただければと思しますので、よろしくお願ひします。

それでは、一般質問（聴取不能）。

議長（小林裕和君） どうぞ。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、改めまして、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、昨年の盛土総点検で危険な盛土とされた場所について、これは国・県も公表されておられませんので、特定したところを対象にということではなくて、一般的なものとして、ご回答をさせていただきたいと思ひます。

ご質問の開発地につきましては、当該太陽光発電施設の設置工事が、平成 22 年から 28

年に開始をされておりまして、県の太陽光条例の施行前であることから、事業計画等の届出の対象とはなってはおりませんが、開発面積が1ヘクタール以上であるため、森林法の許可が必要となります。

この森林法による林地開発に関しては、現地での施工状況や今後の対策などについて、県の光都農林振興事務所から、必要な、現場での対策工事や書類の提出などの指導を行っているというふうに、県からは聞いております。町としては、県と連携し、情報共有することで、現状把握に努めている状況でございます。

次に、盛土規制法につきましては、これは、今年の静岡県、今、お話を熱海での、あの土石流災害を踏まえて、緊急に、そうした規制法が制定をされたものでありまして、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、宅地造成規制法の一部を改正する法律案として、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制をするというものとなっております。

概要といたしましては、まず、土地の用途にかかわらず規制区域を指定することによる隙間のない規制であり、次に、災害防止の認可基準を設定し、施工状況の定期報告、施工中の中間検査、完了検査の実施による安全性の確保。3つ目に責任の所在の明確化。最後に、罰則の強化の4点を挙げております。

当然、佐用町といたしましても、国、県、町の役割分担の中で、法令・条例に基づき対応していくものでありますが、現行宅造法の規制区域からの変更及び選定基準や災害防止のための必要な許可基準がどのように設定をされているのか等、具体的な内容については、今後の協議により決定をしていくというものとされておりまして、法律の運用が具体的には、まだ、確定をされているわけではありません。

また、法案概要にあります「全国一律の基準で包括的に規制する」としますと、町が独自条例を制定した場合の整合性等、不確定な部分が、当然、出てきますので、町独自条例の制定については、当然、今の段階で、これを検討することはできません。検討する段階ではないというふうに考えます。

また、太陽光発電につきましては、昨今取り上げられております、SDGsには、2015年9月の国連サミットにて採択をされ、記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす17のゴール目標を設定をされており、その1つの取組として、地球温暖化ガスを排出しない、カーボンニュートラルの取組の柱の1つが、この太陽光でありまして、限りある資源や自然環境を次世代へ残していくための有効な、当然、手段であることは、間違いないと思います。

このような状況の中、岡山県美作市の事業用発電パネル税についてのご質問ですが、美作市では、その美作市の状況を問い合わせたところですが、令和3年12月に美作市事業用発電パネル税条例というものが、議会で議決されて公布をされておりまして、このような税徴収につきましては、事前の総務省の同意、また、認可が必要でありまして、これは、今、総務省に協議中であり、今、公布されても、徴収については、認可が、今後されるかどうか、この点は、まだ、分からないという状況だというふうに、美作市のほうは、申ししておりました。

この税は、太陽光発電施設設置のための、開発による土地の急激な形態変化による災害発生等の影響が懸念されていることから、防災対策をはじめ、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるために、市民税、固定資産税、軽自動車税のように地方税法に定められた以外の税のうち、特定の費用に充てるために課する法定外、いわゆる法定外目的税として導入をしようとするものでございます。

内容といたしましては、太陽光パネル1平米当たり50円を課税をしようとするものでありまして、課税対象は、一部例外を設けておりますけれども、出力10キロワット以上の

野立てタイプの事業用太陽光発電所であります。

税収といたしましては、特に、美作市の場合に1か所巨大な太陽光発電所が建設をされております。そこだけではないんですけれども、そこが1つの大きなターゲットになっているようでありまして、400ヘクタールを超える敷地に258メガという太陽光発電施設であります。

この258メガというのは、佐用町のメガソーラー、中山と秀谷、2つ合わせても15メガでありますので、その17倍以上という、西日本でも最大級の巨大な太陽光発電所でありまして、そのために、平米当たり50円の課税をしますと、1年で約1億円を見込んでいるということでありまして、税収の用途は、先ほど述べましたが、環境保全や防災対策のほか生活環境の維持向上に使うということを目指しておられるということであります。

平米当たり50円ということになりますと、佐用町で、もし、町がやっておりますから、この分だけ、町でまた、税をかけるということはないんですけれども、今、民間と町とで、会社をつくっておるので、それは、当然、そうした条例をつくれば、その対象にはなるかと思っておりますけれども、佐用町でいけば750万円ぐらいな税というぐらいな税ではないかと思っております。

しかし、ただし、このパネル税は、再生可能エネルギーの普及拡大を目指す国の方針との整合性に疑問点があるのではないかという考えもあるそうです。

また、美作市議会内においても、「固定資産税等との二重課税に当たるのではないか」、また、「カーボンニュートラルを目指す国の政策と逆行する」、また、「他の開発業者との公平性を欠く」、また、「企業側からの訴訟リスク」ということの見解もあったようでございます。

今後は、この税制度の取組について、総務大臣の判断が必要となるために、その結果を注視する必要があり、また、計画的なパネル設置ということになれば、地域の都市計画区域を指定して、市街化区域や市街化調整区域などの線引きを行ったり、用途地域を定めたとしても、個人や民間業者が設置するパネルをきっちりと管理することは、なかなか、これは容易ではありません。

このようなことから、佐用町としても事業用発電パネル税の新設、この点については、今のところ考えることはできません。

最後に、太陽光発電の町独自の条例につきましては、先ほど、児玉議員へご回答させていただいたご質問に対する回答と同様であります。

この兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」や「同施行規則」や「運用マニュアル」等によりまして、これを指導、助言を行うことができるということになっておりますので、このようなことから、町及び県が、それぞれの役割分担の中で、関係部局と今後一層、連携を密にして法令・条例に基づき対応していくものでありまして、現在のところ、町による独自の太陽光パネルの設置規制の条例制定の必要性というものは、私は考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 再質問の前に、町長からの疑問の点について、少し、ちょっと、お答えさせていただきます。

先ほど、ちょっと、説明した中で、お話ししたように、ここの自治会の皆さんは、最初に

役場と相談されました。

で、県が許可持っているから県だという話の中で、何度か、その話があったそうです。だから、当然、町が、そういう認識であるものだ。

しかし、事は急がないといけないし、そこで、喧嘩するわけにいかないと。で、県のほうへ要望書を急いだと。

平成30年7月13日の要望書の中に、宛先は県民局長なんですけれども、文面に何となく、変なんですけれども、町当局に云々という文面が、ちょっと読みますと、「従いまして、町当局により災害発生の有無の確認と将来に向けた安全性確認の公的点検を要望致します」と。県民局長宛てなんですけれども、文面は、町当局に公的点検を要望いたしますと、文書が、ちょっとおかしいんですけれども、ここの地元の皆さんの苦悩というか、ちょっと、あらわれている文書かなというふうに、私は、思ったんです。

それで、受けて、平成30年10月26日です。大勢の…、県民局。それから、倉商、設置している業者。それから、町建設課、ここには名前も書いてあります。それから、自治会。それから、市尾池の関係者。だから、10数名の方が現地調査をされていまして、この視察報告というのがまとめられています。

少し、先ほど、ちょっと触れましたように、地元の皆さんの苦悩というか、ちょっと、あらわれているところかなというふうに思いますので、ちょっと、申し添えておきます。

再質問させていただきますけれども、佐用ゴルフ場の危険な盛土については、森林法に違反しているのが7ヘクタールから8ヘクタールと。今、工事のほうは、差し止めになっています。それは、流域の土砂崩落だとか、流域工事をしなさいと、応急的な工事は一応終わったんですけど、恒久的な工事が終わっていないために、指導を受け、中止になっています。

まず、こういう状況で、午前中の児玉議員の質問もありましたけれども、早瀬のほうも工事が止まっているということなんですけれども、町長の認識は、工事が止まっているから、今、差し迫った危険はないという認識でしょうか。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 危険性がないということ、私は、申し上げているわけではありません。

ただ、工事が既に、そうした許可、森林法の許可なくされて、それに対して、技術指導として、県の担当のほうは、そうした工事差し止めをして、そして、仮の防災工事までは行わせると、そういうところまで、きちっと、いわば、必要な措置というのはされてきているわけです。だから、早瀬についても、児玉議員にも申し上げましたけれども、そうした条例、規則、そういうものが、ちゃんと生きています。だから、これについては、県も技術審査をして、それが確認ができれば、当然、この工事は、また、再開もされるでしょうし、そうしたパネルも設置をされていくんだらうということ、これは当然のことだろうと思いますけれどもね。

ですから、そのへんは、完全に安全かどうかということをお問われても、それは、一応、県としても、必要な応急対策まではされているということで、今の段階では、後は、危険が少しでもないように、技術指導をされて、それができれば、先へ進むということになるんだというふうに理解をしているというお答えしかできませんね。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、確認したいんですけども、その所管する担当課というのが、農林振興課なのか、森林法の関係がありますから、農林振興なのかなと思ったりもするんですけども、今までの経緯を見ると、建設課も立ち会っていると。だから、建設課なのかな。

あるいは、今後のことを考えると、これ災害ということで、企画防災課なのかなというふうに思うんですけども、所管する課というのは、どこが所管を、ここはするんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、森林法にしても、宅地造成法にしても、県の光都農林、また、光都土木が所管し、宅地造成等につきましては、最終的に技術的な審査というのは、姫路の中播磨県民局にあります、まちづくり課が、これが担当するということです。

ただ、行政としての、町の行政としての窓口といいますか、それに関係するところは、森林法であれば、農林振興課でありますし、宅地造成に関わることで、県との連携を取るとすれば、それは建設課でもあり、防災、災害に関することは企画防災でもあります。

だから、それは、まず、窓口というのは、その時の担当者が申したように、これは、やはり、まずは一元的には県であるということは、これは間違いないと思います。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 県が所管なんですけれども、町のほうは、農林であり、建設課であり、企画防災課でありということなんですけれども、町長は、午前中の答弁で、県と町の役割分担と、責任ある行政という観点からすると、県と町の役割分担が必要だというふうに言われたんですけども、その中で、県の職員のように専門的なスキルを持った人が役場にはいないということと、県との連携を密にして、そのことで条例制定に代わりうるんだというようなニュアンスだったと思うんですけども、そうすると、県と町の役割分担というのは、町の役割は、何を果たしていけばいいんですか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町の条例に代わることができるというふうに、ニュアンスとして取られたのかもしれませんが、別に、町が、そうした条例を制定しても、なかなか、その条例に基づく、一番何が肝心かという、それは安全を確認する。技術的な審査をする。指導をする。そのことが目的なので、そのことについては、県のそうした担当部署と

いうのには、そうした技術職員が配置をされて、そこで専門的に、ちゃんと審査をされると。だから、そちらのほうが、私は、きちっとした責任を持った行政であり、指導ができますということを申し上げているだけです。

ですから、町としては、じゃあ何が、町が、ほんなら何も、県に全て投げてしまっているのかと、何もしないのかということですからけれども、それは、その災害等においても、少なくとも、河川、町管理河川も関係してくるわけでありまして、そうした地域の皆さん方の田畑や池や、そういうところが被害を受ける状況にある。そういうことであれば、それは、町は、そういう問題を指摘をして、県にも、県に対して、こういう状況だから、これは、きちっと、そういうことにならないように、業者に対しての審査、指導をしてくださいと、そういうことを、その連携の中で申し上げると、指摘していくという、その責任は、行政が担わなきゃいけない部分だというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） いよいよ、ちょっと、その話を聞くと、県と町の役割分担という話は、私も午前中聞きました、なるほど、それは条例制定に代わり得るというふうに、一瞬思いましたけれども、今の説明を、ずっと聞いていますと、県の担当は、県が所管するところ。ところが、森林のことであるから、農林振興であり、あるいは建設課であり、企画防災だという話を、ずっと聞いていますと、その5年前、6年前に下徳久の皆さんが、県の所管だから、何となく逃げているという感じを、また、思ってしまうのは、私だけかもしれませんが、そこが、県と町の役割分担というのが、ちょっと、やっぱり明確ではないのではないかなと。

町が果たすべきことは何なのかということが、やっぱり、県に直接言わなあかんというふうな感じに、結局になってしまうのではないかなという感じがするんですけども。間違いでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、廣利議員が、そのように、感じられるということかもしれませんが、誰もが、そういうふうに感じられるのかもしれませんが。

ただ、そうじゃなくって、私が申し上げたことを理解をしていただける人もいらっしゃるのかなと思う。そこは、一人一人の感じ方にもなるかと思えますけども、全て、いろんな行政の中で、地域の施設の管理とか、そうした河川、また、道路、そういう問題についても、やはり県としても、町の状況というのは、やっぱり町行政が、ある程度把握をして、県に進達をする。県の責任、県が担当するところは、県に申し入れていくという、その整理、そこは、町も、ちゃんと役割を果たしているわけです。

ですから、道路の、例えば、県道などで、樹木が倒れたり、また、覆いかぶさってきたりして、通行に支障があるとか、水路が崩れたり、また、河川が、そうした災害で護岸が破損しているとか、いろいろな状況。それから、堆積して、水が出た時に、これは危険な状態になるから、早く、その土砂を浚渫してほしいとか、いろんな課題を、当然、地域の自治会長さんなり、方々は、よく町のほうにも、その様子、持ってこられます。

町も基本的には、担当者のほうがパトロールしたり、巡回したりして、そういう要請がなくても、必要なことはやっているつもりですけれども、なかなか細かいところまで、目が届かない。

でも、それは、町が県の担当する課題、問題であったとしても、中でも集落の中で、1人じゃなくって、やっぱり、そこで集落、地域の問題として、自治会長さんが、町の担当課のほうに、そうした要望を持ってきていただいて、それが文書でなくて、口頭であったとしても、県に進達するためには、内容的に、こういう文書をつくってくださいとか、こういう内容でということ、担当者のほうも、ちゃんと指導をして、それを持って、町を経由して、いわゆる県ですから、上申という言い方するんですけれども、県に上申をしていくという、そういう役割で、そういう町内に、いろいろな生活上、また、防災上、問題が、課題があるということは、町の担当者、その担当課においても、ちゃんと把握ができるようにしておりますし、また、そのことが、緊急を要する問題であれば、県と直接交渉をして、県に、そのことの対策は早くできているかどうか、そういうことも、担当課のほうは、確認もしておりますので、そこは、やっぱり、県行政と町行政が1つの連携を、しっかりとしながら、そういう課題、問題に当たっていくという、これは、これまでもやってきておりますし、これからも、そういう体制でいきたいというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） そもそも危険な盛土のところに、ちょっと、もう一度、立ち返ります。

それで、平成28年、29年当時からの大規模パネル太陽光発電施設で、また、この数年の間に倍近く、極端に言うと3倍近くに広がっています。開発工事が、森林法に違反する形ですけれども、されているということで、防災上、ハザードマップが、その開発行為を受けた形で、更新が、これ一番最近が、私、確認しましたら、令和3年3月更新ということなんですけれども、間違いないでしょうか。

それで、その開発工事も、当然、反映してのハザードマップになっているんでしょうか。いかがですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

おっしゃるとおり、令和3年3月にハザードマップは更新をしております。

で、この更新の主な目的は、その際に、土砂災害特別警戒区域というものが、県のほうで、新たに指定をされましたので、これを、まず、反映をさせるということ。それと、河川改修、これを反映させるということ。これが主な目的でハザードマップの更新をさせていただいて、既に、お配りをしておりますハザードマップの冊子に、この冊子自体を全てお配りしたわけではないんですけど、過去には全てお配りしているものに、新たな、自治会の地図の更新したものをお配りしたということです。

この開発区域が、それに反映されているかどうかということについては、今、私は、それについては、把握はしておりません。

この土砂災害警戒区域、それから、土砂警戒特別警戒区域というのは、県のほうが調査をして、一定の基準を持って指定をしておりますので、もちろん、この太陽光だけじゃなくて、開発行為というのは、全国的に見ても、たくさんあると思いますけれども、それについて、反映されているかと、今、言われますと、今は、ちょっと分からないということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 私、多分、一週間ほど前に、ちょっと、この件は問い合わせをしたんです。企画防災課に。

しかし、その時点でも、ちょっと返答ができなくて、分からないということだったんですけれども、普通に考えて、この5年、6年の間に、この佐用ゴルフ場だけではなくて、開発行為がされて、急斜面に太陽光パネルが設置されているというのは、かなりのところありますので、それが当然、私は反映されているというふうに思ったんですけれども、今、課長が言われるには、その点については分からないということなので、これは、ちょっと、また、改めて、議場の皆さんにも知らせてほしいなど。そういう開発行為が反映されたものになっているのかどうかというところについて、最新のものを、ちょっと、教えてほしいというふうに思います。

美作市のパネル税についてですけれども、確かに、総務省の同意、認可というのは、ないわけですが、調べてみますと、過去にこういう形で、法定外の目的税というのが認可されなかったというのは、実は、1回だけしかないんです。

横浜市の場合、馬券場の何か条例が、税条例が認可されなかったというのが、それ1回だけだというふうに、私が調べたところではそうなんですけれども、ですから、間違っているかも分かりませんが、認可されるのではないかなというふうに思うんですけれども。

全国には、これは、いいきっかけになるという形で、やっぱり、うちの市でも、うちの町でも条例をとお考えのところがあるようです。

試金石になると。要するに、財源を確保すると。

確かに、カーボンニュートラルの面では、国の方針と違うわけですから。

しかし、地方で、こういう形で、無計画なパネル設置がされている、その対策をパネル税でという形は、試金石だというふうに思うんですけれども、そういう認識はいかがですか。町長ないですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） いろいろと、そういう条例のプラスになる部分、そして、また、問題になる部分、必ず出てくるんですけれども、パネル税という、新たな、こうした税を徴収するという、これは、どちらか、その立場によって違うと思うんです。

ですから、利用者にとっては、それだけ負担が増えるわけですから反対されるということもあろうかと思えますし、場合によっては、ほかの例でも、そうした行政が一方的に、そうした規制、条例をつくって、税を徴収したりしますと、その損害賠償という形で、訴訟によって、行政が損害を払わなきゃいけないというような例もあるということも聞いて

おります。

ですから、これは、やはり各自治体がバラバラに、本来やることではないなど。太陽光そのものが、大体こういう設置していく事業、これは経産省、国が推進してきているわけですので、これに伴って、当然、私とこは、町としては、固定資産税、これ税込として、これ平米、多分、50円ぐらいになるのではないかと思うんです。同じぐらいでね。ですから、固定資産税と同じ額ぐらい、それが倍になります。

そのことによって、この対策、災害対策とか環境対策を行うんだという目的税なんですけれども、ここは、やっぱり税を徴収した以上、それが、どこまで、その対策を、きっちりとして、それに効果的なことをやっていくのか、今、この美作市の場合も、少し、詳しく聞いてみると、初め、全てにかけるというような条例案だったようだけれども、やはり、そうしたおそれのないところまで、税をかけるのはおかしいじゃないかと。そうすると、災害とか、そういうものが、おそれのない物件については、施設については免除するというようなことが、何か中に盛り込まれているということも聞きますのでね。

そうすると、それを、じゃあ、どう判断。誰が、本当に、実際の課税する時に、これは、そうした災害のおそれはない。対策のおそれはないというふうに判断して、課税をする。しないを仕分けするのか。こういうところまで、非常に複雑な問題になってしまいますので、なかなか、そうした新たな目的税を簡単に、簡単にといいますか、そう安易に課税をするということは、なかなか難しいというのが、私の認識ですね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 美作市の、このパネル税については、しばらく、ちょっと注目したいなというふうに思うんですけれども、私は、ちょっと、初稿で書いたんですけれども、野放図で無計画なパネル設置と。当局が、きっちり管理していく姿勢ということを、ちょっと書いたんですけれども、いや、そうじゃなくて、佐用町のほうで、太陽光パネルの設置の状況については、管理しているということであれば、ちょっと、私は、この文書間違いですから、そんなふうに、ちょっと、私は、断定的に書いてしまったんですけれども、これは、申し訳ないです。間違いでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この事業は、計画的に、民間の方に、それぞれ太陽光事業をやってくださいという、こちらから指導ができるものではありませんし、企業の収益事業なり、1つは、そういう事業として行われるものでありますので、行政として、規制をする。計画的に、それを誘導していこうとすれば、これは、用途指定、本来、線引きをしなければならぬ。これは、やはり、都市計画なんかもそうなんですけれども。それから、農地の農用地とか、調整区域とか、地域によりましては、それぞれ、地域の土地の用途指定というのを行うところもあります。これは、ほとんど都市部ですけれどもね。

だから、行政ができるとすれば、そういうことで、誘導し、規制をしていかないと、そうした計画的な工事、事業はできないのではないかなと思います。

ですから、野放図とか、無計画にと、これは、勝手に、条例を無視して、やりたい放題で

やるということじゃなくって、それは設置に対しての、そうした技術基準とか、そういうものが、一方では示されていると。だから、そういう中で、計画的には、それは、業者さんの採算合うのかどうか、事業としてされるので、そこは、事業者にお任せするしかないわけですから、これを、今、町が、その太陽光のために、地域用途、線引きをして、用途指定をしてということになると、大変な、これはもう大きな課題ですし、なかなか、一人一人の財産、地域に、網をかけるということ自体、今の農振や農用地の問題だけでも、非常に難しい。それを、指定していても、今は、それを除外したり、変更することでも、大変な問題になっているわけですから、なかなか土地の問題を、そういう形で、行政が、今から規定するという事は難しいと思いますね。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 管理していくというところからすると、所有者が、私も、全部ではないんですけど、地元から設置されている自治会のところからお話があって調べたところがあるんですけども、そうすると、極端に言うと、毎年、所有者が変わっているところがあります。表示板みたいなのがありますので。

あるいは、ある自治会から言われて調べていくと、所有者の方は海外の方でした。

で、当局としては、どこに所有者が誰の太陽光施設があるというようなものは、あるんでしょうか。それは、全くないんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これの問題が、今、非常に私も心配は、以前からしております。

太陽光の発電事業、売電をして収益を上げるという、その事業そのものではなくて、太陽光施設自体が投機の対象となって、施設をつくったものを、また、ファンドに回したり、また、それを転売をしたり、こういうことが、1つのビジネスになっているという実態があるそうですね。

そのことを踏まえて、以前にも、私が、議会でもお話したと思うんですけども、これは20年間の固定の買取制度、そういう中で、この事業が成り立っているわけです。20年後に、誰が持ち主なのか。どこにいるのか。もう終わったら、そこで契約、売電契約は終了した。そうすると、もう既に、償却をしまわって、もう不要だと。それを、そのまま放置されるというようなことが起きると、これは大変な問題ですよということを、経産省に、私は、申し上げて、経産省も、その時に、局長がおったんですけども、これは、今の太陽光発電の、この制度というのは、非常に欠陥がある制度だと、つくるほうばかり、先々つくらせて、後々のことを考えない。そうすると、当然、地方のこうした中山間地、そんな太陽光のもう墓場になってしまう可能性がある。だから、そういうことに対する対策として、誰が持っているかが、その太陽光の収益、売電の電力料金から、きちっと、一定のものを徴収して、そういう、ちゃんとした全国で責任を持って、これを後、撤去をし、整理をできるだけの財源というものを、確保するという、そういう仕組みをつくらないと駄目だということを、かなりしつこくお話を申し上げて、これは、私の意見だけではないと思いますけども、私も、そういう国会議員との懇談会なり、そうした経産省が出て来た

ころの中で、話をした時に、経産省の局長は、じゃあ、そのことは、確かにそうだ。今から、そういう対策として、法律をつくりたいという回答があって、その後、3年ぐらいして、ようやく、去年ぐらいでしたか、そうした機構をつくって、太陽光発電の10年後ぐらいから、10年後から売電した収益を、強制的に、自動的に、そうした機構に積み立てていくと、抛出していく。そして、それをもとに、太陽光発電の終了した後の撤去費に充てられるように、だから、持ち主が分からなくっても、それができるような、そういう、今、法律的な仕組みができたという経過があります。

ですから、なかなか、町内にも、個人でやっておられる、小規模なものは、そういうことないはないと思うんですけど、ある程度、中規模的なものが、事業でやっておられるところでは、持ち主も、なかなか把握できないというのもあったと思います。

だから、今回、前回、災害の時に、末包のほうでのパネルが崩落して、その対策、これは、千葉のほう会社が所有しているということで、これは、ある程度、しっかりとした会社でしたので、その対応はしてくれた。したわけですけれども、そのへんの問題は、確かに、心配をしなきゃいけない。警戒をしなきゃいけない課題だというふうには、認識はいたしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） 最後になりますけど、多分、町当局のほうで、佐用町内の太陽光施設の全リストというようなものは、多分ないんだろうと思います。

ただ、県にはあるそうなんです。

ですから、それこそ、県と町との連携ですので、共有化しながら、町長が、その条例制定については、否定的ですので、今ある、そのパネルのリスト、それで共有化しながら、できたら、全件は無理としても、大きなものから、定期的に所有者が変わっていないかなと。

あるいは、以前より、工事がまた、新たにされているなというふうなことについて、調べていくことは必要ではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、廣利議員から、そうしたご指摘がありましたので、私も、県に、どの程度の規模か、県は、当然、規模が大きいもので、審査したものは、リストあるわけですけれども、それ以下のものも、県にどういう形で把握しているのか分かりませんが、そうしたものが、県にちゃんと整理してリストがあるのであれば、それは、やっぱり町としても、県から佐用町の分をいただいて、佐用町としても、多分、規模が何キロワット以上とか、何平米以上というような、全て小さな個人がやっておられるものまではないと思うんですけども、そういうところのリストと、どこに、そういう施設が全体とあるのか、これはある程度、把握しておく必要性というのは、確かにあるかと思います。

災害が起きた時なんか、そこにすぐに、勝手にはいらえませんが、連絡も取らなきゃいけないわけですから、これは、担当課なり、企画なり、どこか、県のほうから問い合わせ整理できる場所は、整理をしておく必要性は、私も、今、思いましたので、それ

は検討させていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 私が見たところは、全件です。全件載っていたように思いますので、
ですから、対応していただければなというふうに思います。
ありがとうございました。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 冒頭の廣利議員と町長のやり取りの中で、廣利議員のほうが、私が、
そういう要望書を地元の自治会長さんに、確認するためにお会いしたような受け取りを、
この放送を見ておられる方は受けておられるのではないかなと思うんですけども、私は、
それが目的で自治会長さんにお会いしたのではなくて、今、特に、町長のほうも申されま
したように、やっぱり、県は県の役割、町は町の役割、また、地元とも連携をしないと
いけないと、そういう中で、情報共有をさせていただきたいという、そういう目的で自治会
長さんにお会いして、その中で、そういう要望書についても、お聞きはしましたけれど、
目的は、そこにあったということです。

その中で、自治会長さんも、これから、こういった状況、まだまだ、そういった太陽光
の設置、そういうことも、考えられるので、そういう情報について、また、地元が、いろ
いろ困っていることについては、町のほうにも、連絡なり、共有をしたいということも
お聞きしました。

ちょっと、そういうことを確認するためにお会いしたような受け取りをされるというこ
とは、そういう目的ではなかったということだけ、ご理解のほうをお願いします。

〔廣利君「分かりました」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
続いて、13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席の日本共産党の平岡です。

私は、2 項目について、一般質問を行います。

1 項目目は、補聴器購入補助事業制度の実施を。2 項目目は、生理用品を女子トイレに
設置することを求めるです。

まず、1 項目目について、質問を行います。

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えてい
ます。高齢者が社会で活躍、働いていく時、補聴器は必需品になります。しかし、補聴器
は平均価格が 15 万円、もっと高額のものもありますが、「高くて買えない」と悲鳴が上がっ
ています。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されています。

本来補聴器が必要な難聴者の補聴器保有率は、欧米では「医療」と捉えて公的補助制度があり5割近く所有ですが、あるのに対し、日本は「障がい者」として助成対象を絞り込んでいるために14%に留まっていると言われてます。独自で助成を実施する自治体が増えてきています。佐用町での創設を、2019年6月議会、2021年6月議会で一般質問で取り上げ繰り返し求めてきました。

今年度、兵庫県は、高齢者補聴器購入助成制度を国に要請するためのモデル事業として、補助対象者400人、上限2万円、4月29日から6月10日までの応募期間として実施されています。県の対象者はあまりにも少なく、1回限りのモデル事業です。県の担当者の方は、介護予防の効果が示せれば、国の導入のきっかけになるのではないかとの見解を示されています。

佐用町の高齢化率は41%と全国平均よりも高く、今やるべき支援事業の1つではないでしょうか。ぜひ活用調査を行い、恒久事業として制度創設をするべきではないかと考えます。町長の見解を改めて伺います。よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの補聴器購入補助事業制度の実施をについてのご質問にお答えをさせていただきます。

これまでも、同様の質問をいただきまして、その都度、答弁をさせてきておりますが、今、特に、お話のように、県においても、そうした国に制度を要請するための試験的な取組もされている状況の中でありまして、特に、町といたしましては、これまでの考え方に変わりはありません。

高齢者の加齢性難聴というのは、老年病の1つというふうに捉えますが、社会の高齢化に伴って、難聴になられる方、加齢によって耳が聞こえにくくなる方が増えることは、これは確かだというふうに思います。

補聴器は、1回の購入で終わるものでなくて、どうしても聴力の変動によって買い替えたり、故障して修理したりする必要が生じてまいります。そうした中、高齢者の補聴器購入費の助成については、現状では制度化している自治体は珍しい上に、実施しても、購入時の1回のみ助成に限定をしたり、修理は対象外としたりする自治体がほとんどというふうに調査をしております。

一方、障害者総合支援法による補装具費支給制度では、耳が聞こえにくくなり始め、近くに座っている人の会話が聞こえづらくなると、補聴器購入補助対象の身体障害者6級に当たってきます。本制度では、買換えはもちろん、修理も含めて、補助対象となるわけがあります。

身体障害者手帳を取得され、障がい者支援の基準に沿った補聴器購入費の補助を受けていただきますと、町負担額の4分の3を補助する国・県の制度がありますので、町にとって財政的にも有利であるとともに、高齢者はもとより、広く町民の皆様にも、継続して、安定した支援が行えるというふうに考えております。

今回、兵庫県が実施する高齢者の補聴器購入に関する補助事業は、募集は既に開始をされており、6月10日が、本日が締め切りとなっているようでございます。助成は400人に2万円を上限として行われ、耳鼻科医の意見書提出や、装着後のアンケート調査への協

力などが条件となるということでございます。

兵庫県がモデル的としての意味合いを持って取り組むということは、アンケートによる高齢者の生活状況の情報収集や、そのデータに基づく政策形成も重要な目的であるというふうに思われますが、今後、これらの取組から、どのような展開が見られるのか、今後、その状況に、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えます。

今後も社会や周辺市町の動向に注視してまいります。町といたしましては、まだ、町民の多くがご存じない補装具費支援制度を、改めて周知することに努め、高齢者も含め、なるべく多くの方が、この制度によって補聴器を手にし、生活の質が改善できるように、支援してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 先ほどの町長の答弁では、県がモデル的な制度をやることであるとか、あるいは、近隣市町で実施されている助成、補助制度については、1回限りで、制度上のものであれば、有益ではない。むしろ、障がい者、補装具制度、補助対象となる、現在ある、その制度を広く町民が利用することで、もっと、補聴器を手に入りやすいというふうな説明だったかと思うんですけど、実際、障がい者、補装具補助制度、対象となる具体的な内容なんですけれど、周知したいということですので、具体的にどのような方が対象になり、手帳の取得に至るまでの流れですけど、そのへんもう一度、具体的に説明お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、補聴器の、障害者手帳を所持する制度というものを周知してまいりますということなんでございますが、その障害の手帳の対象となり得る方というのが、重度聴覚障害、それから、高度の聴覚障害ということになりますが、軽度、中度、高度、重度というふうな形で段階があります。

その中で、軽度と中度といたしますが、普通の会話が聞こえるかどうかというのが中度までというふうな形になろうかと思えます。

そして、高度になりますと、少し、どういった音かと言いますと、高度が大きな声、普通にこちらで発する少し大きめの声というふうな形になります。

そして、重度になりますと叫び声、叫び声が聞こえる程度というふうな形になりますので、ささやき声ですとか、それから、普通の会話というところは対象外というふうな形になります。

ですので、ある程度、大きな声でないと聞こえにくい。ですので、加齢とともに、だんだんに聞こえにくくなっていく。テレビの音が聞こえにくくなっていくということで、テレビの音量が上がったというようなことから、周りの方も気づかれたりとか、それから、本人も気づいていくというふうなことがあろうかと思えます。

その中で、まずは、耳鼻科を受診していただきまして、それが、障害者手帳の対象に

なるかどうかというのを診断してもらわなければいけないかと思います。それで、その手帳の対象となりますよということであれば、町の、佐用町でありますと健康福祉課、町の窓口に来ていただいて、障害者手帳の申請書をもらいにきていただきます。

そして、その診断書を持って、もう一度、耳鼻科のほうを受診していただく。それが必要となってきます。それで、あと必要書類、申請書と、その診断書、写真等を窓口のほうに提出していただいて、障害者の手帳を取得していただく。

その障害者の手帳がありますと、先ほど、町長の答弁にもありましたように、この制度が利用できることになっていきます。ですので、本人の負担は1割負担でいいというふうな形になってまいります。

ほとんどの方が調べますと、自己負担が非常にいらなくて、現在のところ、例えば、利用者負担というのが、原則1割負担というふうな形になっているんですけども、一般の住民税課税世帯で3万7,200円の負担でしていただけます。

低所得者となりますと、住民税非課税世帯というふうな形になりますけれども、その方々については、無料になっていきます。

ですので、こういった制度を利用していただくことによって、先ほどもありましたように、何回でもの買換え、必要であれば買換えができますし、それから修理というところもできます。

ですので、本人さんにとっても得なところがありますし、町の財政にとっても得なところがありますので、そういったものを周知させていただきたいというふうに考えております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今、説明のあった、いわゆる障害者手帳が交付される対象者というのが、いわゆる大きな声であるとか、叫び声、そういった重度であり、高度の方が対象ということで、私が、質問している趣旨は、その障害者手帳を除く、いわゆる加齢性難聴、普通に話している声が聞きづらくなった。こういう方を対象にする物に対しての助成制度なんですね。

だから、ちょっと、最初のボタンが違うんですけど。

詳しく述べていただいたんですけど、その障害者手帳が発行された方に対しては、今、担当課長が述べられたような制度で実施されるというのは、前にも質問した時も回答いただきました。

そうではなくて、もっと、聞こえにくいなという状態の時点で、補聴器を補助具として使うことによって、むしろ、国会でも大きな問題で障害者の認知症の低下を予防する効果があるのではないとか、そういう観点から質問もされて、国のほうも、そういった補聴器をつけることによって、認知症の機能が低下しない、補聴器があることによって、そういう事態になるかどうか検証しますという、そういうようなやり取りもありまして、今、研究中なんですね。

だから、研究されていて、実際にされるのが、まだなので、各自治体で、それに先んじて介護予防の観点から補聴器導入をしていこうという自治体が増えてきているんです。

ただし、町長も答弁の中で言われましたように実施されている自治体というのは、いわゆる都市部が多くて、北海道などは町や村でも実施されているところもあるんですけど、まだ、実施については、広がってはおりますけれども、爆発的な広がりにはなっていません。

そんな中で、佐用町の場合、高齢化率も高いですし、認知症予防の観点から、ぜひ補聴器を購入するのに当たって、助成制度を考えてはどうかという提案なんですね。

そういうことで、町長もそこらへん、どうなのでしょう、以前も質問した時に、聞こえにくいという点で、デシベルとか、専門的なことで質問させてもらったんですけど、国際的に WHO が言っているのは 41 デシベルで、それを補聴器をつけることによって進行を抑えることができるというような、そういうことも奨励されているんですね。

だから、そういうレベルを見て、世界的な、そういうような見解に基づいて、ぜひ佐用町も全国、国に先駆けて、周辺からのモデル的な、県もやっていますけれど、ぜひ取り組んでほしいという、そういう提案なんです。

だから、今一度、何回も質問しておりますけれど、実現してほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 何回もの質問ということですがけれども、今、課長も申しあげましたように、この障がい者としての認定、障害者 6 級という、障がいとしても、そんなに重くない障がいの中については、指定にはなるようですがけれども、それを、ちゃんと認定を受ければ、先ほどのような、言わば、無料でできると。

そのところが、最初の対象者が違うんだと言われますけれども、それは、やはり耳が聞こえなくなっている。聞こえなくなってくるということについては、全く同じですから、特に、近くに座っている人の会話が聞こえづらい。

私たちも、よく高齢者の方とお話する時に、できるだけ耳元で、大きな声でお話をさせていただくことがよくあります。

でも、それは、生活される方の自分自身、どこまで不自由に思われるか、生活の中で、テレビなんかでもボリュームが、幾ら大きく上げても、全く聞こえないのでは困りますけれども、前よりかボリューム上げないと聞こえづらいという中で、隣の会話が聞こえづらいというぐらひの話になってくると、そこで認定が受けれるのでしたら、こうした認定を受けていただくのが、一番本人にとっても、一番いいのではないかなということで、今、課長が申しあげたとおりなので、当面、そういうことで、町としては、できるだけ、そうした、そうした方の場合、障害者手帳を取得していただけるように、それぞれの担当のほうで相談をさせていただき、支援をさせていただくということにしたいというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が言う、障害者手帳の取得できる 6 級というのが、具体的に実態として、耳が聞こえづらいんだというような程度の方は対象にはならないでしょう。

なるんだったらいいですよ。ならないんですね。私が知っている限りでは。なるんですか。そのところ、ちょっと、違いますよ。基本のそこなので。

みんな、そのレベルでなるんだったら、別に、そんなバタバタ言いませんけどね。

国に対して、要望書上げたりしているのは、そのレベルでは採用されないんです。

町長は、されると言われるんだけど、専門的にどうなんですか。きちんと教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

普通に大きな声だと聞こえる程度と言いましたけれども、いわゆるデシベルでいいますと、70デシベル以上が高度というふうな形になってくるといふふうに決められておりますけれども、ただ、普通の声が、普通の隣同士での会話がしにくくなったという時に、もしかしたら、耳鼻科受診していただいた時に、片方の耳が非常に悪くなって、片方の耳が、まだ、普通に聞こえるというような状況が起こっているかもしれません。

ですので、それは耳鼻科に行かないと、本当に分かりにくいところだと思いますので、そういった方でも対象になる場合があります。6級の対象になる場合がありますので、それは、個々で診ていただくということが必要なと思いますので、その点で、ただ単に会話がしづらくなったとか、会話が聞こえにくくなってきたというだけの判断ではなくって、きちんと耳鼻科を受診されたほうがいいかなと思います。

実際に、このたび申請された方の中で、耳鼻科受診をされて、自分は対象外になるだろうというふうに思われていた方が、行きますと、どうも申請の対象になると。障がい者の申請になるということで、自分で購入しかけていたんですけども、耳鼻科の先生に聞くと、障がいの対象になりますよということで聞いたので、窓口に来られて申請しますということ、障害の手帳を申請しますということで、されているという方も実際におられます。

ですので、ただ単なる加齢によって耳が聞こえづらくなってきたということで、自己判断の中で、ご自身だけで自己負担されて買われるのではなくって、耳鼻科の先生と、よくご相談されて、申請の対象であれば、申請していただけますし、もう少し申請の対象にならないということであれば、申し訳ございませんが、今のところ自己負担で購入していただくというふうな形でお願いしたいなと思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） WHOが言う41デシベルであれば、補聴器を設置することによって認知症の促進、抑えることができるという基準がありますから、ぜひ、その基準で、70デシベルと言ったら、かなり聞こえにくくなっておられます。

それで、身近な方でも、やっぱり聞こえにくかったら、人との話も会話の中に入ることがつらいので、だんだん話ししなくなって、それが引いて認知症にもつながっていくという。

介護の関係では、ぜひ、そういう初期の段階で対応していくということによって、医療費の関係も早く見つけて、早く対応することによって、抑えられますので、ぜひその点は、推進される、ほとんどの方が申請したらできるんだという、そういう状態であればいいんだけど、まれに、そういう方もありますけれど、耳鼻科を受診されてということで、町のほうから積極的に、その漏れた方については、行政として、ちゃんとう、受皿もありますよという保証もつけてあげれば、もっと安心して耳鼻科も受けられると思うんですね。

そういうことで、ぜひ社会で高齢者の方が活躍して働いていくために、生活していくために補聴器は必需品、かつて、眼内レンズが保険適用されて、年いったら誰もそうなるんだから、保険が適用されて、ちゃんと普通の生活ができるという当たり前のことが実現できたように、補聴器も、そういうものになるように、ぜひ佐用町が、まず、第一歩を踏み出してほしいなと思います。

期待しておりますので、よろしく願いいたします。

何か答弁ありましたら。

議長（小林裕和君） 答弁ありますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

おっしゃるように、平岡議員がおっしゃいますように、やはり認知症、それから、鬱というところでは、高齢者にとって、非常につらい思いをされると思っていますので、周りもしんどい思いをしたりとか、つらい思いをしています。

ですので、そういう観点からも、周りが少し配慮していくということも必要かなというふうに思っていますので、今現在のところ、こういった制度、今のところ障害の手帳の制度というふうな形でしかお示しできませんが、その中では、隣近所の配慮ですとか、それから、隣に座った方の配慮ということも必要かなというふうに思っていますので、その点、高齢者と接する時に配慮のほうを、よろしく願いいたします。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、1 項目目理解したわけではないんですよ。もっと、積極的な対応をしてほしいということは、重ねて述べておきたいと思います。

2 項目目に入ります。

生理用品を女子トイレに設置することを求めるについて、質問を行います。

ジェンダー平等の観点からも生理用品の購入確保は女性として生まれた者にのみ負担となる生理現象です。学校へ行くこと、仕事をするのがままならない状況を改善していく、トイレに行けば無償でトイレットペーパーが使えるように、トイレに行けば無償で自由に使える生理用品がある。そのような環境を求めて質問を行います。

国は、生理の貧困は、女性の健康や尊厳にかかわる重要な問題だとして、生理の貧困が女性の心身の健康などに及ぼす影響調査を 2022 年 3 月に行っています。

トイレットペーパーのように生理用品の常設を昨年 6 月議会、また、今年 3 月議会でも一般質問で取り上げてきました。

この一般質問の後、町民の方から、「急に学校で生理が来てナプキンがなくて困った」「トイレがあると安心」。などの声が直接寄せられたところです。

また、昨年度内閣府は、地域女性活躍推進交付金を申請すれば生理用品の配布についても補助を行うとしました。今年度も補助の対象にされているところです。当初は申請の際に対して、「相談につなげる」事業だと強調されたために、自治体も保健室等にこだわったと

ころもありましたが、現在は、提供方法の工夫とし、公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備えることで自由に受け取れるようにと冒頭に提示されています。担当者も、配布の仕方は自治体の判断でとしているところです。

宝塚市は、全小中学校、公民館、児童館の女子トイレに生理用品を設置するなど近隣自治体でも設置が進んでおります。

兵庫県教育委員会が、生理用品をトイレに、県立学校に働きかけて、設置や検討する学校が増えていると聞いています。その実態は把握されておりますか。明らかにお願いします。

生理用品をトイレに設置をすることについて、町長・教育長の見解を改めてお伺いします。よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、平岡議員の生理用品を女子トイレに設置することを求めるについて、お答えいたします。

このたびのご質問については、議員の言葉にもありましたように、過去2回の一般質問においてもお答えしたとおりであり、現時点の考えに変わりがないことを、まず、最初に申し上げて、答弁させていただきたいと思っております。

ご承知のとおり、生理の貧困については、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、学校をはじめ公共施設での無償配布など、その動きが広まったところでございます。

経済的な理由で生理用品の入手が困難となることで、外出をためらったり、社会への進出が制限されることがないように、そもそもの根本原因である生活困窮自体に目を向けた、幅広い支援が重要だと考えております。

ご質問の、県立学校の取組の実態を把握しているかとのことですが、県教育委員会に確認しましたところ、トイレトペーパーと同様に、生理用品の予算化を検討している学校もあるとのことでした。ただし、設置校については各校の判断に委ねられており、県教育委員会もその実態は把握していないとのことでございます。

なお、小中学校での設置要請については、現在のところ兵庫県教育委員会から通知等は出されておられません。

また、町内の小中学校の対応については、これまでの一般質問でもお答えしたとおり、生理用品は児童生徒が各自で持参することとしておりますが、発達段階にあるため、急な体調の変化や忘れた場合に対応できるよう、生理用品をはじめ下着や制服等についても保健室に備えております。

保健室での配布については、各校の養護教諭からも聞き取りを行いました。単に配布するだけでなく、児童生徒と接することで成長期の不安や、学校や家庭での悩みを聞く貴重な機会になっているとのことで、今後も、必要な時には抵抗感なく相談できる信頼関係を築き、きめ細かく心のケアにも当たっていくのが重要だと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、教育長がお答えになった中の県教委から、文書については、把握していないと言われたんですかね。

県立学校長宛てに下りてきているものについて、下りてきているけれども、実際、どのような状態になっているかということについて、県のほうは把握ができていない。そういうことを、確認されたというふうにお答えされたんですね。

私は、県立高等学校に対する体育保健課長名で、各県立高等学校長宛てに配備することについて、女性用品の配備についてという文書を県会議員さんから、どんな実態になっているかということをお教えいただきました。

そんな中で、配備について、今回、令和4年4月1日で取組のまとめというものも、まとめられておりました。だから、教育長が、いつの時点で聞かれたのか、ちょっと、そのへんが分かりづらいんですけど、まとめられているんですね。県会議員さんからはいただきました。

そんな中では、西播地域、ここでは佐用高校が設置されています。現実には、私、昨日も、ちょっと時間があつたので、現場いうたらあれですが、高等学校のほうに伺わせていただいて、設置されているということを確認したと言ったら変ですけど、見せていただきました。

ただ、設置場所が1か所であったり、全てのところに置いていないとか、いろいろ利用するのには、もう少し改善が必要だなという感想は持ちましたけれど、県教育委員会からの、そういう文書を受けて、現場では、どのように対応しようかという話を3学期の段階で、その時のお話ですけど、協議して、どこに置くかということも決めて、対応されましたので、聞き取りというのは、どんな形で聞き取りされたんですか。伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 県教委に確認をさせていただきましたのは、平岡議員から、今回、質問をいただいて、すぐに播磨西教育事務所のほうへ確認をさせていただいた回答でございます。

その、今、議員がおっしゃいましたように、取りまとめができていないということについては、承知はしておりません。

今、おっしゃったように、佐用高校については、私どものほうも確認をさせていただいて、1か所だけ設置してあるということは、把握をいたしております。

それから、聞き取りでございますけれども、これは各学校に文書で報告をしていただいております。養護教諭の先生、それから、管理職の先生方のほうから、報告をいただいております。

ちょっと、ご紹介させていただきましたら、ある学校では、抵抗感なく、保健室に行くことができる生徒との関係づくりを、やっぱり大切にしたいんだと。だから、保健室での配布を継続したいという養護教諭からの強い要望もございます。

やっぱり児童・生徒、特に、小学校ですと、4年生、5年生になってくると初潮を迎える等々ありますので、やっぱり、その学年に応じた教育も併せてしていく必要がございます。一様に、生理用品を全てのトイレに配置してしまいますと、何も、そういった知識がない低学年の子供たちが、「これ何？何ですか？」というようなお話にもなってまいりますので、やはり、それは、教育的な指導と併せて、配布、設置というのが大切になると考えておりますので、単に無償ということよりも教育的な配慮ということで、今のところは、

トイレへの設置は考えていないということでございます。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 教育長。

教育長（浅野博之君） ちょっと、つけ加えて、課長が県教委にも聞いたんですが、私も個人的には、近隣にある佐用町の高校、佐用高校にも直接、問い合わせてお聞きしました。議員言われるように1か所のみトイレの設置でしたが、昨年度の3学期、今年の1月ぐらいから設置しているんだという話でしたし、その設置するに当たっては、生徒にもアンケートを取られたみたいで、アンケート結果も、多分、聞かれていると思いますけれど、そういった必要と答えた人はゼロだったというふうにも、ちょっと、チラッと聞いておりますし、それでも、設置という形にはなったと思いますが、小中学校につきましては、やはり相談事業を優先にしたいと思いますので、保健室に来て、配布をしていないというわけではありませんので、保健室に来たら無償で配布しておりますので、保健室に来ることによって、相談、いろんな相談ができるということを、優先しておりますので、保健室で小中学校については、現時点では、そのままの状態で行けるかなというふうには考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 何回も取り上げましたので、このテレビというか、佐用チャンネル見られて、後から見られた人も含めて、答えられる人は、みんな男性で、どないか気持ちが分かっていないねとかね、ちょっと、理解されていないん違いますかというような声もお聞きするんですよ。

トレイで、トイレットペーパーがあると安心ですよ。なかつたら困りますものね。それと同じ感覚。これが分かってもらえないのが残念だなと。今の回答も聞いていて思うんですよ。

保健室に行けば、必要な時にできるんじゃないか。配布、今までもしてきたし、これからも、そのことは変わらないんだと。

保健室で対応することについて、否定をしているわけじゃないんですね。それは、それで大事な保健室の養護の先生の関わりも大事ですから、それはそれで大事。

それから、トイレには、ちゃんと女子トイレには、トイレットペーパーと同じように生理用品を置いていく。このことは、1から説明していかないかんといいところが、ちょっと、しんどいところなんですけれど、特に、なかなか言い出しにくい小学校高学年から中学校にかけてというのは、とても敏感な年齢でもありますし、それから、きちんと、体が、まだ、整っていないから、いつなるか、安定していない時期でもあります。だから、そんな時には、何かパニックになるというか、本人にとっては、とても、もう大人が考える以上に大変な出来事なんですよ。そういうことも想像していただいて、もう想像しかないものね。想像してもらって、コロナで生理の貧困のことが国挙げて問題になっておりますけれど、それを、生理用品を渡すというだけが、それは手段であって、設置することによって、子供にとって、保健室に行かなあかんとか、時間、次、授業があるしとか、いろんなこと考えよつたら、もう大変な、そんな状態を想像してもらって、ちゃんと、トイ

レに行けば安心して取れるんだというような状況を、ぜひ、それは大人の責任として、つくってもらいたいんですね。

これは、単に女性の問題だけではなくて、生命の誕生に関わる問題だということで、指摘されている方があります。私は、それを読んで、そうだなと、共に生きている男性たちの問題でもあるんだよということ、だから、そういう立場で生理用品をトイレに置くことについて、まだまだ理解されていないというのが、残念ながら分かったので、町長や教育長の答弁聞いて、何やねんって、すごい反響がありましたので、本当に理解していただけるように、もうちょっと、きちんとした働きかけが、私たちに不足しているんだなということを反省しておりますので、ぜひ実現できるように、実際、やっておられるところもありますので、佐用町は、残念だけど、まだまだ理解してもらおう働きかけが足りないんだというふうな立場から、頑張っていきたいなど、私は、思っております。

答弁ありますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町長も理解がないし、何やねんというふうに、言われていると言われるんでしたら、少なくとも、教育長が答弁していただいたように、やはり、今、平岡議員も、一番、状況として大切なところ、子供たちが成長する過程において、そうしたパニック状態になってしまうような、初めての初潮を迎えたとか、そういう時に、やはり、学校における、そのための養護教諭という人が配置されている。男性だから分からないなんていうことを、今、言われた。それは、ちょっと、また、逆に理解されていないところ、学校の養護教諭さんというのは、男性の養護教諭もいると思うんですけども、ほとんどが女性じゃないですか。その女性の養護教諭が、やはり、そういう子供たちを、年齢に合わせて、そういう状況に合わせて、ちゃんと、相談したり、その子供たちに対してのケアをします。そのためにも、保健室に、みんながいつでも来れるようにしたいと。だから、ぜひ、それは、トイレにただ置くだけのようなことはやめてほしいと、養護教諭が言っているんじゃないですか。

何も、私、経済的に費用がかかるから、こんなもの大した費用的にトイレットペーパーと同じじゃないですか。昔は、トレイにはトイレットペーパーなかったです。自分で、ティッシュなり持って行っていた。それが、どこにでも置かれるような状態になりました。

だから、それを、どこにでも、学校に、特に、設置するのは、そんなに予算的に、財政的にどうのこうのと、私は言っているわけじゃ、全然ありません。

ぜひ、養護教諭なり、学校の現場として、専門の先生方が、子供たちのために、いろいろと考えながら、教育指導されている中で、今のような状態でしてくださいと言われていたんだから、そういうふうに、私はしてください。しますという話しているじゃないですか。

そんなに、自分のとうとうと、何かまた、自分が正しいこと言っている。それを、みんなが理解できていないんだというような言い方はしないでいただきたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 私も、先ほど申し上げたように、相談のことを優先したいと。一人で抱え込まないということは、生理の貧困だけじゃなしに、いろんな問題が、その裏に隠れている場合もありますので、やっぱり自分から相談する。あるいは、保健室に行くのがハードルが高いんだったら、それは、ちょっと課題ですけど、やっぱり、何でも打ち明けられるとか、先ほど、議員も言われたように、小中学生の間は、不順であったり、いろんな不安があったりする。だからこそ、やっぱり大人が積極的にかかわっていかなあかんの違うかなというふうには思います。

昨日のヤングケアラーの問題でも、自分から相談する件数なんて少ない。だから、そういう機会を設けて、やっぱりケアに努めなあかんの違うかなというふうには思いますので、理解していないということではないので、そのへん、理解お願いします。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 一度、いろんな、なかなか声が聞こえないんだと。

養護の先生のお話を聞いたら、十分、専門的な立場から、子供たちに接しているので、必要な人は、そこへ来たらいいんだということなんですけれど、さっき、ちょっと、教育長も言われたけど、保健室の敷居が高いと考えている子も、中には、いないとも限らないんですよね。いる可能性もありますから、試験的に学校で取り組んでやってみて、子供たちの意見も聞いていくとか、具体的な、その取組、ちょっと、一度スタートして、それで、言っていることが、変なこと言っていたんじゃないですかということになるのかどうか、ちょっと、やってみたらいかがでしょうか。提案ですけど、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） やはり、そういうことより、やっぱり、そうなると、余計、自分一人で抱え込むケースになると思いますので、やっぱり普段からの信頼関係を築くということが一番大事ですので、これは、いろんなことに対して、養護教諭だけでなしに、担任の先生との信頼関係もそうですし、やっぱり身近な存在であるというのが教師であると思いますので、こういった、いろんな機会を通して、いろんな考えに触れるとか、いろんな先生に触れるというのが大事だというふうには考えております。

13 番（平岡きぬゑ君） 引き続き、実施できるように…、

議長（小林裕和君） 平岡議員、指名してから。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実施できるようにやりたいと思います。
質問、終わります。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
これで、通告による一般質問は終了しました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会開催等のため、明日6月14日から6月19日は本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、6月20日、月曜日、午前9時30分より再開します。
それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時03分 散会
